平成20年 第1回(定例)由 布 市 議 会 会 議 録(第5日) 平成20年3月4日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成20年3月4日 午前10時00分開議

| 日程第1 | 報告第1号 | 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の |
|-------|--------|---------------------------------|
| | | 提出について |
| 日程第2 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第1号 | 由布市住民自治基本条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 由布市行政組織条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 由布市税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 由布市特別会計条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 由布市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 由布市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第20 | 議案第18号 | 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴 |
| | | う同組合規約の変更について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 平成19年度由布市一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につい |
| | | τ |
| | | |

日程第23 議案第21号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第24 議案第22号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につい て 日程第25 議案第23号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に ついて 日程第26 議案第24号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ いて 日程第27 議案第25号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第3号)につ いて 日程第28 議案第26号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)について 日程第29 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について 本日の会議に付した事件 日程第1 報告第1号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の 提出について 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 日程第3 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定について 日程第4 議案第2号 由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について 日程第5 議案第3号 由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について 日程第6 議案第4号 由布市行政組織条例の一部改正について 日程第7 議案第5号 由布市税特別措置条例の一部改正について 日程第8 議案第6号 由布市特別会計条例の一部改正について 日程第9 議案第7号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について 日程第10 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 日程第11 議案第9号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 日程第12 議案第10号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について 日程第13 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について 日程第14 議案第12号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について 日程第15 議案第13号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について 日程第16 議案第14号 由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について 日程第17 議案第15号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について 日程第18 議案第16号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第20議案第18号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について日程第21議案第19号平成19年度由布市一般会計補正予算(第5号)について日程第22議案第20号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について日程第23議案第21号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について日程第24議案第22号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について日程第25議案第23号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について日程第26議案第24号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について日程第27議案第25号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第3号)について日程第28議案第26号平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)について

出席議員(24名)

日程第29 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について

| 1番 | 小林茸 | 善弥子君 | 2番 | 髙橋 | 義孝君 |
|------------|-----|------------|------------|-----------|-------------|
| 5番 | 佐藤 | 郁夫君 | 6番 | 佐藤 | 友信君 |
| 7番 | 溝口 | 泰章君 | 8番 | 西郡 | 均君 |
| 9番 | 渕野に | ナさ子君 | 10番 | 太田 | 正美君 |
| 11番 | 二宮 | 英俊君 | 12番 | 藤柴 | 厚才君 |
| 13番 | 佐藤 | 正君 | 14番 | 江藤 | 明彦君 |
| | | | | | |
| 15番 | 佐藤 | 人巳君 | 16番 | 田中真 | 真理子君 |
| | | 人巳君 直人君 | 16番 18番 | 田中耳 久保 | 真理子君 博義君 |
| | 利光 | | | | 博義君 |
| 17番 | 利光 | 直人君 | 18番 | 久保 | 博義君 |
| 17番 19番 | 利光 | 直人君 | 18番 20番 | 久保 吉村 | 博義君幸治君 |

欠席議員(1名)

4番 新井 一徳君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君 書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

| 市長 | 首藤 | 奉文君 | 副市長 | 森光 | 秀行君 |
|--------|-----|-------------|----------|-----|------|
| 教育長 | 二宮 | 政人君 | 総務部長 | 小野 | 明生君 |
| 総務課長 | 秋吉 | 洋一君 | 防災危機管理室長 | 佐藤 | 和明君 |
| 総合政策課長 | 二宮 | 正男君 | 財政課長 | 米野 | 啓治君 |
| 国体推進室長 | 工藤 | 浩二君 | 会計管理者 | 大久仍 | R富隆君 |
| 産業建設部長 | 篠田 | 安則君 | 契約管理課長 | 長谷川 | 川澄男君 |
| 農政課長 | 野上 | 安一君 | 建設課長 | 荻 | 孝良君 |
| 水道課長 | 目野 | 直文君 | 健康福祉事務所長 | 今井 | 干城君 |
| 福祉対策課長 | 立川 | 照夫君 | 小松寮長 | 佐藤 | 吉人君 |
| 健康増進課長 | 太田 | 光一君 | 保険課長 | 飯倉 | 敏雄君 |
| 健康温泉館長 | 佐藤 | 和利君 | 環境商工観光部長 | 佐藤 | 純史君 |
| 商工観光課長 | 吉野 | 宗男君 | 挾間振興局長 | 後藤 | 巧君 |
| 庄内振興局長 | 大久信 | 呆眞一君 | 湯布院振興局長 | 佐藤 | 純一君 |
| 教育次長 | 後藤 | 哲三君 | 学校教育課長 | 高田 | 英二君 |
| 生涯学習課長 | 甲斐 | 裕一君 | 消防長 | 二宮 | 幸人君 |

午前10時00分開議

議長(三重野精二君) 皆さん、おはようございます。議員及び執行部各位には、引き続きの本 会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。新井議員から所用のため、欠席届け出が出ております。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。(「議長、発言を求めます」と 呼ぶ者あり)ちょっと後でお願いします。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

本日、挾間小学校6年生33人と担任、教頭先生が傍聴にお見えであります。許可をいたして おります。

2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) 発言の許可をいただきまして、議長にまずお礼を申し上げます。 発言の趣旨は、昨日の一般質問での1番議員の発言についてであります。本人も申しておりま したけども、通告外というふうなこと、なおかつ私どもが配られてる議事日程にもない内容につ いて質問、答弁が繰り返されたという実態がありました。この発言の取り扱いについて議会運営 委員会に諮っていただきたいということを、議長にお取り計らいいただきたい旨のお願いであり ます。

以上であります。

議長(三重野精二君) 1番、小林華弥子君。

議員(1番 小林華弥子君) 今私の一般質問についての発言がありましたけれども、今2番議員のおっしゃられたことの中に1点、私が申し上げたことと違うことがありますので、訂正をお願いしたいと思います。私は、きのう通告外とは申しておりません。事前に通告書を提出しておりました。

しかし、それが議会運営委員会がきちんと開かれ、その事前通告書の取り扱いについても議会 運営委員会できちんと検討されました。その結果、通告書の提出期限について見解が分かれるた め、結論として議会運営委員長の見解により、一般質問の質問台に立ったときに私、1番議員の 個人の判断において、その通告をしたものを発言するかしないかは私の責任で決めてくださいと いうふうに、私は議会運営委員長から託されました。

よって、私は通告外の発言をしていないというふうに思いますので、その点も確認していただ きたいと思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 同様の問題は1番議員だけじゃなく、8番の私にも該当するかと 思います。私は、まず通告しないで質問しますということを代表監査委員に言って、それから、 発言を始めました。

しかし、私が通告してないはずの質問項目が既に彼に渡っとって、代表監査委員に、そして、 私に答えなきゃならんことを、ほかの人からも質問が出てるからあなたには答えませんと堂々と 言ったんですね。

そういう取り扱いもあるので、少なくとも通告制度というのはその時間帯を議員が議長から保

障してもらうということで、内容について事細かに言うたら悪いとか、言うていいとかいうような性格のものじゃないというふうに思いますので、その辺も含めて議運できちっと通告制度の性格について調べてほしいというふうに思います。議員が自分たちで自分たちの首を絞めるような、そんなみっともないまねは少なくともしないでほしいと思います。要望です。

議長(三重野精二君) 9番、渕野けさ子君。

議員(9番 渕野けさ子君) 私も議運のメンバー、議員ですが、議員が1時間のいただいた時間の中で、それを言うというのはある程度猶予があると思います。

しかし、議運では一応時間内に決まり事があります。その決まり事を通す、私は発言というよりも、私はなぜ通告書が市長のところに回って、市長がそれに対して答えたのかということが私は問題だと思います。議運だけの問題だけじゃなくて、これは組織の問題だと思ってます。

議長(三重野精二君) 7番、溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) 今の9番議員のお言葉にはもっと追加しなきゃいけないところがあります。議運自体がその結論を出したときに。(「議長ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり)

議長(三重野精二君) はい。(「休憩します」と呼ぶ者あり)暫時休憩します。

.....

午前10時05分休憩

午前10時10分再開

議長(三重野精二君) 再開します。

執行部より議案の訂正の申し出がありましたので、許可をします。建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 建設課長でございます。大変申しわけありません。平成19年度の補正予算及び20年度の当初予算において公共下水道事業の予算書でございますが、一部訂正をお願い申し上げます。(「議案質疑にかかわることを先に訂正されれば」と呼ぶ者あり)訂正と申し上げますのが補正予算、あるいは当初予算の財源内訳の中で、「一般財源」ということを欄に記しておりましたが、正しくは「その他の財源」でございますので、財源の数字の訂正をよるしくお願いいたします。

以上です。

議長(三重野精二君) 次に、水道課長。

水道課長(目野 直文君) 水道課長です。簡易水道会計の補正の第2号でありますが、その中で財源内訳でございますが、お手元の方に配付しております7ページでございますが、「その他」と「一般財源」が違っておりましたので、と4ページの「その他」と「一般財源」の訂正方をよろしくお願いいたします。大変御迷惑をおかけいたしました。(発言する者あり)

議長(三重野精二君) 次に、総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。大変申しわけございません。議員さんのお手元に議案第9号差しかえ分を配付してございます。その部分の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

当初議員の皆さんのお手元に配りましたものにつきましては、そこの新旧対照表の第5条までの訂正しか掲載してございませんでした。それで、今回、現行の第6条に第2条の第5号という関連事項が載ってございます。このことを改正後の改正案につきましても、「第6条」を「第2条4号」に改めたいということのお願いでございます。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。(発言する者あり)

議長(三重野精二君) 後で質問をしてください。

次に、財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 財政課長です。平成19年度一般会計補正予算(第5号)にかかわる議員さんに一応正誤表をお渡ししております。寄附金30万円の充当先が「社会福祉総務費」になっておりました。実際これは「社会教育総務費」が正しいのでありまして、この30万円の充当先を変えていきましたら結構いろいろかかわるところがございまして、一応正誤表をお渡しいたしました。大変申しわけございませんでした。

議長(三重野精二君) これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ 事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項の通告が一部見られますが、その分について は所属委員会でお願いをします。

日程第1.報告第1号

議長(三重野精二君) それでは、日程第1、報告第1号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 最初にお断りをいたします。

実は私、土地開発公社の理事ですから、当然この場で質疑をすることは差し控えなければならない立場というのは存じております。しかし、あえてここで皆さんにこの問題を指摘して、共通理解、認識を持ってもらうという立場で通告をいたしました。

なお、答弁は総務委員会の中で議論してほしいというふうに思います。

最初に、市長のこの提案理由の説明の中で、土地開発公社が1月17日の理事会で、今事業計

画を変更したので、18日に承認申請が開発公社から出されたと、そして、自分は25日に市長 として承認したという報告をいたしました。

その市長自身が土地開発公社の理事であるという点、この点について非常に問題であるというふうに私は思います。自分で議論をして、自分で承認すると、許可するというような立場に立つわけですから、県内の他市を見ましても、市長が入ってるというのはほとんどありません。そういう点で、その問題について、以前の総務委員会で市長は入るべきではないということを議論したようにありますけれども、引き続き入っております。私自身の立場としては、議員も先行用地取得にかわる執行部の依頼を受け、市長の依頼を受けて、土地開発公社が執行機関の役割の一端を担ってるわけですから、その中に議員が入るというのは望ましくないというふうに従来から申し上げておりました。

したがって、市長が入ることと議員がそれに入っていいかどうかも含めて、総務委員会できちっと議論してほしいというふうに思います。

さて、この中で、今度の向原別府線が市が購入できなくなるからという理由で、事業変更がされました。

しかし、問題は、向原別府線というのは利子を上乗せした簿価で販売するというのは、前の事業計画が1,854万円で売却するという案から見ましても、この利子を毎年市が払い続けるというのはちょっと異常な事態なんですね。だから、そういう点もきちっと一般会計で支払うということについての是非について議論してほしいと思います。

2点目は、一般会計では利子のみ支払うのに今年度も来年度も13款1項1目の土地取得費で支払ってます。利子だけ払うのが何で土地取得費になるのか、そこ辺もきちんと議論をしてほしいというふうに思います。

これらの問題は土地開発公社でも議論をしましたけれども、結局従来どおりこれでやってるので、この仕方でやっているということ、結論なんです。そういうことが議会としてこういうことを是認するのでいいのかどうかという問題にかかわるわけです。一番問題なのは、1997年、平成9年から塩漬けになっている南由布と下湯平の土地です。これを今日まで放置しているのは異常な事態なんです。それでも、この問題については昨年の一般質問からかなりいろいるほかの議員も言われてますけれども、これを放置することはできないという点。

次に、それにかかわって毎年事業計画や借金の根拠となる予算の裏づけもないのに、その土地 にかかわる1億6,000万円が借りかえられております。この点についての是非もきちっと議 論してほしいというふうに思います。

以上で、皆さんでこの問題をきちんと解決するために全員で努力してほしいということをお願いして、私の質疑にします。答弁は要りません。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

. .

日程第2.諮問第1号

議長(三重野精二君) 次に、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

. .

日程第3.議案第1号

議長(三重野精二君) 次に、日程第3、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についてを 議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) 改めましておはようございます。2番、髙橋です。どうぞよろしくお願いします。議案第1号由布市住民自治基本条例の制定について、事前に質疑の通告をさせていただきました。

かなり数点あるんですけども、まず第2条、昨日も一般質問の中で話が出てましたが、「用語の定義」、市民の定義に居住者以外も含まれているが、この根拠となるものは何かということで お伺いをしたいと思います。

第3条、「条例の位置づけ」、「他の条例、規則等の制定、改廃にあたって」とあるが、現在 予測される条例、規則がどのようなものがあるか、どのようなものを想定されてるかについてお 伺いしたいと思います。

3点目に、「基本理念」、「主権者である市民が主体的に参画する」とあるが、主語がなく、 何に主体的に参画するのかということをお聞きしたいと思います。

4点目、第7条、「市民・事業者の役割と責務」、「市民は」の次に、「活動のための応分の 負担をする」とあるが、どのようなものを想定されてるのか。

5点目、第11条、「市及び職員の役割と責務」、「市民のまちづくり参画の権利を保障する」とあるが、どのような形で保障されるのか、お伺いしたいと思います。

次、6点目、第11条、「情報共有の推進」とあります。「まちづくりに関する意思決定過程」とはどのようなものを指すのか、お伺いしたいと思います。

7点目、「評価の実施・公開」、これ昨日の決算、予算の話でも出てきましたが、「わかりや すい形で」とあるが、今のとこどのような形を想定されてるのか、お伺いしたいと思います。

最後に、第23条、「パブリックコメント」とあります。「まちづくりに関する重要な条例」 とは何を指すのか、また、計画とは何か、その辺について詳しく詳細説明をお願いしたいと思い ます。

以上です。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 総合政策課長です。2番議員にお答えをいたします。

まず、第2条の「用語の定義」の中の「市民」という用語についてでございますが、2条の第 1項にあります「市民とは、市内に住所を有する人または市内で働き、ともに学び、活動する人 をいう」という、そういう団体をいうということになっておりますけど、まちづくりをする中で、 市外の方から仕事で来られてる方、それから、市外から市内に学びで来ている方、そういう方も 含めたまちづくりをするという形で、そういう方も市民という中で位置づけて、まちづくりを一 緒にしていただくという、そういう用語で、市民ということで示しております。

それから、第3条の「条例の位置づけ」でございますが、他の条例、規則等の制定、改廃について、現在予測されてるものということでございますが、条例の中で、第26条の中に「景観」とか「環境の保全・形成」という部分が条例の中で示されております。そういうものの中で、今都市景観室等で計画されております景観条例、そういうものが今後の条例制定になってくるのではなかろうかなと、そういうふうに思っております。

それから、第4条の「基本理念」でございますが、何に主体的に参加されるのかということでございますが、条例の中で示されております、19条から示されておりますけど、「市内外の人々及び交流者の連携」、それから、「国・県・他の自治体との連携」、それから、「国際交流」、「計画等の市民の参加」、それから、23条の「パブリックコメント」、それから、第24条の「協働のまちづくり」、そういうものに対しまして市民の方が主体的に参加をしていただくと、そういうことにしております。これよりもほかに市がいろんなことを開催する事業等々についても、主体的に参加をしていただくと、そういうふうに考えております。

それから、第7条の「市民・事業者の役割と責務」の中の「活動のための応分の負担」ということでございますが、これは当然区の中では区費とか、そういうものがあろうかと思いますけど、そういうものに限らず、地域の中で労力の提供とか、いろんな知識、経験、そういうものも地域の中で提供していただくと、そういうもろもろを含めて応分の負担というような形にさせてもらっております。

それから、第11条の「市及び職員の役割と責務」の中の「保障」ということでございますが、第6章の中にあります第14条、「情報の共有の推進」、それから、第15条、「個人情報の保護」、それから、第16条、「評価の実施・公開」、それから、17条から18条、そういうものについての権利を保障していくということになります。

それから、第14条の「情報共有の推進」でございますけど、まちづくりに関する意思決定過

程につきましては、まちづくりに関する計画書の策定に当たっては情報収集やその取り扱い等の 過程を明らかにして、決定に至る理由を市民に情報として提供すると、そういう形にしておりま す。

それから、第16条の「評価の実施及び公開」で、わかりやすい形ということでございますが、 今後は極力行政用語等の使用を控えまして、市民にわかりやすい形として公開に努めると、そう いうふうにしております。

それから、第23条の「パブリックコメント」の中で、「重要な条例、計画」というふうにありますけど、重要な意味におきましては、特に市民生活に大きな影響を及ぼすもの及び市政の根幹に関する条例や計画と、そういうものを指すというふうに示しております。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) はい、ありがとうございました。

まず、市民です。きのうもちょっと議論が課長あったんですけれども、地方自治法第10条は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」というふうに、そこに住んでる人ということで地方自治法では定められてるんですね。

私たちのあくまでも社会通念上、常識として住所がある者が市民だというふうに考えております。その経緯に関して地方自治法との関連を総合政策課長がどのようにお考えであるか、お聞かせいただきたいのと。

先ほどの応分の負担でありますとか、市民のまちづくりの権利を保障、意思決定過程、最後に、 重要な条例とは、特に多くの影響を及ぼすというふうなことを言われてますけど、すべての条例 が市民に対して多くの影響を私は及ぼしてると思うんですけども、こういったことをきちっとこ の運用を図るために施行規則などを今同時につくられてるのかどうか、その2点について再質問 させていただきたいと思います。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 市民の定義づけでございますが、先ほど議員言われましたように、地方自治法の第10条の中で、市民とは、区域内に住所を有する人及び市内で就労とか就学をしている人や市民活動や事業活動を行っている個人とか団体と、そういうふうに示されておろうかと思います。そういうことの定義づけの中で、ここにつきましては市民という用語を使わせていただいたということでございます。

それから、重要ということでございますが、特に住民自治基本条例につきましては基本的な条例、理念的な条例と、そういう位置づけにしております。でありますから、この条例に伴うそう

いう規則とか、そういうものについてはつくる考えはございません。

議長(三重野精二君) 2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) 非常に本来条例をつくるときは、だれもが見てもわかりやすいというのが大前提であるというふうに思いますので、こういった事細かなことに関してはぜひとも一緒に説明ができる、市民がだれが見てもわかりやすいような文言と説明資料が私は必要であるうというふうに思いますので、そこは再度検討していただきたいと思います。

市長、この条例がいよいよ上程されてテーブルに上がりました。私もぜひ議論をさせていただきたいというふうに思います。本来こういった条例というのは市民の中から湧き上がってきて、それを取り上げてつくるというのがなりわいの中で、こういったことを明文化したらいいねというのが私は理想であるというふうに思ってるんですけれども、上程されましたので、今後しっかりと議論をしていきたいと思います。

先ほどの地方自治法第10条の関係で、例えば、今破綻しました夕張あたりが居住者はすごい 応分の負担を背負うんですね。

しかし、交流者、外から来られた方は、そういう破綻したときには助けてくれない。応分の負担の義務がないからですね。だから、そういったこともありますので、きちっとした形で市民にわかりやすい、市民の定義というのがはっきりされるべきだろうと思います。答弁は要りません。以上で質問を終わります。

議長(三重野精二君) 次に、5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) お疲れさまでございます。私は2点ほどお伺いをいたします。

まず、今順番でありますから、1条から行きましょう。中ごろに、「市民の権利と責務及び市 長及び議会の役割」とあります。読んでみますと、前文、基本理念含めて、市長の部分が市となっている。市長としている目的は何か、お聞かせをしてください。

それから、2点目でございますが、前文等々書いております。平等、協働で、対等でやっていくという形の中でありますけれども、市民、市議会、おのおのの責務の中で文言、市議会含めては努めるものとすると 、市民は努めるものとすると、市と議会は努めなければならないと、すると分けてますから、最後の方では、また発展させるものとするとか、そういう使い方が非常にわかりづらい。対等の場というふうならきちっとそういう文言も整備すべきではないか、そういうことでお伺いします。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 5番議員にお答えをいたします。

まず、市と市長の区別でございますが、市については選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、公平委員会等々を広く行政全体を指すために市という表現を使っております。第1条に、

「市長」という言葉がございますが、市長につきましては市を代表する非常に責任のある職務で ございますから、その所在を明らかにするという考え方の中で市長というふうに位置づけをした ものでございます。

それから、「努めるものとする」、それから、「しなければならない」という語尾の表現がございますが、特にしなければならないというのは非常に強い言葉等になっておりますけど、これにつきましては、特に市民の負託にこたえる立場におる方、そういう方についてはしなければならない。それから、納税の義務等々については、これは憲法の方に規定されてるものですから、そういうもの等についてはしなければならないという強い言葉にしております。

もう一つ、「努めるものとする」、それから、それにかわる「努めなければならない」という 言葉がございますけど、これについては達成基準等が明確でない個人、判断の異なる、そういう ものにつきましては努めるもの、努めなければならないという努力規定の表現にさせてもらって おります。

議長(三重野精二君) 5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) これは大概ほかの市、全国、住民自治条例つくっております。うちもそういうことでつくるわけでありますけれども、まだまだ議論が足りない。皆さん言ってますように、私もこれは、議会は議会の責務があります。

したがって、そういうすべてが協働していく問題、同じく両立していくものだと思ってますから、一方的にまたこれが市がしてうまくいくはずがないと思いますし、前文で書いてるように、市民の責務もあるわけでありますから、そういうところを見れば、今の市長という立場も目的の中にわざわざ入れる必要、それぞれの市民、議会、市の役割ある、市長の役割、ここあるわけですから、その辺は読めばわかるわけでありまして、ちょっと違和感がこの部分ありますし、今課長申された、しなければならないとかいうのも今からこれつくっていく条例で、また、本当に基本的な一番大きな条例となれば、そういう文言も十分議論をしていく必要があるから、もうちょっと慎重にやるべきではないかなと思いますが、課長、そこのことはどうですか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) この策定に至る経緯につきましては、策定の検討委員会等で、素案という形でつくる中で、そしてまた、市民の方等の説明会の中で、この素案等について議論をしていただきまして、その中で、また市民の方からの意見もいただきながら、直すところは直すという形の中で進めさせていただいた経緯がございます。このことにつきまして、その委員さんの中から答申をいただいております。そういう経緯の中で、この条例がつくられたという過程がございますから、一応そういう今までの経緯の中で、このとおりにやらせていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長(三重野精二君) 5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) もう答弁要りませんけれども、本当に新市由布市の指針を決めて、きちっと住民とそれぞれの皆さんの役割が持たれて、すばらしい未来ある由布市になるためにも、これは議会もきちっと議論をしていかなきゃなりませんから、十分私もこれにつきましては議論させていただいて、また、その審議含めて総務委員会にお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(三重野精二君) 次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 20番、吉村です。5ページ、6ページです。この件について ちょっとお尋ねしたいんですが、このページについてお尋ねしたいんですが、私も自治体の主権 者は市民であるということはまさにそのとおりで、大変よく理解をしております。

しかし、直接選ばれ、付託を受けた我々、議員、議会が第14条3項、あるいはまた19条、 20条で、市民、市及び議会が同列の位置に位置づけられとることに若干奇異を感ずるわけです が、その条文の解釈をもう少し詳しくしてください。

それから、22条の重要な条例ということについては、さっき同僚議員の質問の中でわかったんですけれども、この条例が市民生活に直接かかわることとか、こういう非常に重要な条例を指しとるということで、ますます自治条例の必要性について、議会として本当にこれでいいのかなという思いがあるので、ひとつ条文を、ひとつ説明を、まずしていただきたいと思います。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 19条、20条からでございますが、ここに、この条文につきましては努めなければならないと、そういう努力規定でお願いをしております。ここにつきましては、「市民、市及び議会」と、そういう表現でございますから、市民、市、議会、3者が協働してまちづくりをしてもらうというような形の中で、同列に位置づけをさせてもらっております。同じく14条の第3項で、「情報の共用の推進」でございますが、ここについても「努めなければならない」という努力規定にさせてもらっております。

それから、22条の第1項につきましては、まちづくりに関する重要な条例の制定、改廃並びに計画の策定、変更等の際には、その必要性、内容等について説明会やアンケート等で情報収集をすることや審議会の設置等の方法で検討段階から市民が参画していただくという、そういうものでございます。

23条の「パブリックコメント」でございますが、これにつきましてはそういう策定をする段階から、市民の方に公表して意見を求めるという、その役割について明示するものでございます。 議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 何が言いたいかといいますと、4年に1回、我々は市民の付託

を受けて議員になり、議会を構成して、このまちのまたは自治体の行く末を決めるわけなんです よね。その決める過程において、また決まったことを、また市民の判断を仰ぐのかということな んですね。その点をこの条例でうたってるんじゃないかということに奇異を感ずるわけですけど も、市長はどう思いますか。

議長(三重野精二君) 市長。

市長(首藤 奉文君) この点は全く矛盾していると私は考えておりません。議会は議会で、議会の機能を果たしていけばいいし、その中で広く市民に意見を求めることは、それは議会以外で も認めることは大事なことであると私は思っております。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) その思いが一緒であれば、これは問題ないんですよ。過去この合併論議があったときに、旧湯布院町におきまして一部のいわゆる市民らしくない方が一応市民になったんでしょう。そういう方が一つのプロパガンダと言っては言い過ぎかもしれませんけども、一つの考えを持って推し進めていくと、そういうやり方を議会が、あるいは行政がこれ放置するわけいかなくなってくるのではないかと思うんですね。

そういったときの判断で、じゃどうしていくのかと、議会が決めたことを、あるいは一部の人がこれはおかしいじゃないかと言ったときにどのような判断し、方向性を位置づけるのか、その点を心配するので、こうした条例は要らないんだという自治体も多いんですよね。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)私もそういう思いの中で、この条例そのものの要るか要らんかを含めて総務委員会の中でひとつ論議をしてほしいと思います。内容よりもこれが要るのか要らんのかということですね。そこから話し合ってほしいなと思います。

議長(三重野精二君) 答えはいいんですか。

議員(20番 吉村 幸治君) それはお願いですから。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第4.議案第2号

議長(三重野精二君) 次に、日程第4、議案第2号由布市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

. .

日程第5.議案第3号

議長(三重野精二君) 次に、日程第5、議案第3号由布市ストマ用装具助成金の給付に関する 条例の廃止についてを議題として、質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許します。 15番、佐藤人巳君。

議員(15番 佐藤 人巳君) 15番、佐藤。この議案で示すようにストマ用の装具の助成金が一応廃止ということになりますが、現実に福祉関係で、受け入れ態勢としてそれにかわるものが何か示されているのか、お聞きをします。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) お答えをいたします。

条例廃止による助成金がなくなって、それにかわるものは何かということでございますけども、 障害者自立支援法に基づき平成20年の予算で、日常生活用具給付事業といたしまして912万 円予算化をしてございます。引き続き、この中から助成をしたいというふうに考えております。

議長(三重野精二君) 15番、佐藤人巳君。

議員(15番 佐藤 人巳君) わかりました。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

•

日程第6.議案第4号

議長(三重野精二君) 次に、日程第6、議案第4号由布市行政組織条例の一部改正についてを 議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 議案4号の提案理由はわけわからんのですけども、市長の提案理由の説明はよくわかりました。したがって、よくわかる提案理由をきちっと書くべきではないかというふうに思うんです。市長の提案理由の説明では、後期高齢者医療制度の創設に伴い老人保健を一部改正され、高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことにより、事務分掌の一部を追加する条例の整備でございますというふうにきちっと説明してるわけですね。

しかし、提案理由を読んで何のこっちゃわけわからんのですね。高齢者の医療の確保に関する 法律施行令の施行に伴い条例の整備を行うと、市長の側にそんな立派な提案理由の説明をするの に、書いてる提案理由はこんなわけわからんことを書いてるというのが私には理解できないんで すけど、なぜこういうことになってるのか、その辺の説明をお願いしたいんですが。

議長(三重野精二君) 保険課長。

保険課長(飯倉 敏雄君) 保険課長でございます。ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

これの条文が、公布が一転二転いたしまして、最終的には平成19年10月19日に公布されたと、これですべての改正、政令がここですべて全部が改正されたということで、前の条文を全部簡素化、削除いたしまして、新しい条文で、平成19年政令第318号という表現を使ったわ

けでございます。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) だから、簡素化してわけわからんごとなるよりも市長が提案理由の説明できちっと述べたように、きちっとわかるような形の提案理由をかけた方が見る方も安心するし、わけわからんのを見て、市長がきちっと言えたからいいようなものの、もちろんその口述もあなたが書いたんでしょうけども、せっかくそういうことを書く能力もあるのなら、提案理由もそのように記載すべきだというふうに私は考えますけども、今後の方向についてどうですか。議長(三重野精二君) 保険課長。

保険課長(飯倉 敏雄君) 保険課長でございます。ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

今後は研究していきたいと思います。

議員(8番 西郡 均君) いいです。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

•

日程第7.議案第5号

議長(三重野精二君) 次に、日程第7、議案第5号由布市税特別措置条例の一部改正について を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) まず1点目に、産業集積の形成及び活性化に関する基本的な計画 の同意が国から得られたことをここで述べています。それを証する書類があるのなら示してほし いというふうに思います。

2つ目は、企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律はいつ施行されたのですか、法律の施行日はその法律の条文を読んでみますと、附則で、「公布の日から3カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」となっております。その政令の年月日、番号等をお示しいただきたいというふうに思います。

3点目は、企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第3条に、「規定するものを設置した事業者に対して課すべき固定資産税を課さない」と書いてます。要は、このことを言いたいんだろうというふうに思いますけれども、それをわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

4点目は、2項で、課税免除は、同集積区域対象地域のように用途に供する家屋、もしくは構築物またはその敷地である土地に対して固定資産税を課すべき最初の年度以降3年間に課すべき 固定資産税に対して対象にしてるというふうに3年間を限定してるんですけども、それ以降も法 改正等を通じて延長される見込みなのか、その辺も答えていただきたいと思います。 以上です。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず、第1点目の計画書の書類はあるかということでございますが、基本計画の協議書という ものがありまして、国の方から同意をされたという、そういう書類はございます。

それから、2点目の制定の時期でございますが、企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律につきましては、平成19年の5月11日、法律第40号でございます。

それから、その法律による省令でございます。企業立地促進法の第20条によりますものでございますが、まず減収補てんの対象要件というものがございます。

まず、1点目といたしましては、財政力指数が市町村で0.67未満ということでございます。 それから、対象の業種につきましては製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業となっております。

それから、それに伴う取得価格でございますが、製造業の場合が5億円以上、それから、製造業以外の業種につきましては3億円以上ということで、適用期間につきましては、基本計画の同意の日から5年以内に取得した家屋もしくは構造物またはこれらの敷地である土地であって当該家屋もしくは構造物の着工前1年以内に取得したものに限るということになっております。減免につきましては、固定資産税になるんですが、設置施設者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構造物またはこれらの敷地である土地ということで、土地と家屋と構造物ということになっております。

以上です。

あと期間といたしましては、課税年度から3年間ということで現在はなっております。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 平成19年5月11日は、法律の公布された日です。施行日は、 省令で別に定めるってなってるんですね、附則で。したがって、その省令というのがいつに定め られているのか、その政令の年度日と番号を教えてほしいというのが2点目の質問だったんです けど、それには答えなくて、法律の公布日だけを再度また言ったというようなことなので、わか れば教えてほしいし、わからなければ当該委員会の中できちっと説明してほしいというふうに思 います。

最後に、3年ですというのは見ればわかるわけですよ。3年しか書いてないわけですから。 だけども、法改正等の見通しで、その後も延長する気があるのかどうか、要するに、3年でぴ たっと終わるのか、そこ辺を確認したわけですから、それもそのようなことはわからんというな らどうしようもないんですけども、わかってれば教えてほしいと思います。

それと、「取得」を「シュウトク」「シュウトク」って何回も言ようるけども、気になってしようがないんやけど、何か「シュウトク」という特別な漢字があるのかどうか、教えてください。 (笑声)

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) ちょっときょう詳しい資料を持っておりませんから、委員会の中で詳しく説明をさせていただきたいと思います。

議員(8番 西郡 均君) はい、わかりました。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時13分再開

議長(三重野精二君) 再開します。

. .

日程第8.議案第6号

議長(三重野精二君) 次に、日程第8、議案第6号由布市特別会計条例の一部改正についてを 議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 提案理由としては、高齢者医療の確保に関する法律施行令の施行に伴い条例の整備を行うという同じ理由であります。したがって、これも市長の提案はきちんと後期高齢者医療制度が創設されることにより、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて条例を整備するというふうになってますね。そういう点では、書き方は先ほど検討するということなので、これ以上言いませんけども、この条文の中身が問題であります。

第1条1項1号、「由布市老人保健特別会計 老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく老人保健給付事業」となってます。今度新たに2号が挿入されて、順次号が繰り下がるわけなんですけども、「由布市後期高齢者医療特別会計 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく後期高齢者医療事業」となってます。同じ法律で、法律名称が旧と新の両方書いてある。こんなことあってあられんのですよ。

だから、下の高齢者の医療の確保に関する法律というふうに書きかえて、そして、その附則で 既に老人保健法も従来どおり扱うというふうになってるわけですから、別に老人保健法って書か なくても、老人保健特別会計は残しておけるわけなんですよ。多分これ準則だろうと思うんです よ。

だから、国が示した準則が間違ってるんですよ。だれでも一目でわかるようなことを訂正できんというのはちょっと異常なので、その点どういうふうに判断されてるのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長(三重野精二君) 保険課長。

保険課長(飯倉 敏雄君) 保険課長でございます。私が説明するということになれば、常任委員会の中で詳細に説明をしていきたいと思います。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) ふざけたことを言ってもらっては困る。今質疑でやってるんだから、どういうことかきちっと説明して、そして、あと常任委員会で説明してもらうかどうかというのは私の方が言います。わかるようにちょっと言ってください。(「常任委員会」「所属の常任委員会」「常任委員会があるんです」と呼ぶ者あり)

議長(三重野精二君) 西郡君、今答えが欲しいんですか。(「常任委員会があるんです」「総務で、総務常任委員会になってる」「総務」「今言うた法律の内容はそっちやない」「質問しとるんだから答弁せな」と呼ぶ者あり)資料がなければ後日ですけど、今あれば。

保険課長(飯倉 敏雄君) 保険課長でございます。ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

第1条第1号の問題だと思います。この1号につきましては、処理的には経過措置で残ります。 経過措置といたしましては、平成20年3月以前に行われる療養に係る老人保健法(昭和57年 法律第80号)の規定によります高額医療費の支給等につきましては、従前の例によるというこ とでございますので、このままの(昭和57年法律第80号)というのを明記をいたしました。 議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 法律は4月1日から施行されて、老人保健法の名称そのものはなくなるんですよ。新しく決まった高齢者の医療の確保に関する法律の中で、その附則の中に32条に、「経過措置によって、第6条、第7条の規定の施行の日以前に行われた診療、薬剤の支給等もしくは手当または老人訪問介護にかかわるこれらの条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療等については、それぞれ従前の例による」というふうになってますから、結局新しい新法でも、老人保健法の従前のやつは適用されますよということを附則でうたってるわけですから、新しい法律をここに書くべきだというふうに言ってるわけです。

だから、準則どおりやってるんなら、準則が間違っておると思うんだけども、それについて見解はどうですかというふうにお尋ねしてるわけですから、準則どおりなのかどうか、それとも自

分で勝手にそういうふうに言ってることなのか、そこ辺を明らかにしてください。

議長(三重野精二君) 保険課長。

保険課長(飯倉 敏雄君) ただいまの質問にお答えをいたします。

これは準則に基づいてやっておりますので、これはまた調査をいたしまして、おかしい箇所が ございましたら訂正をしていきたいと思います。

議員(8番 西郡 均君) はい、いいです。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第9.議案第7号

議長(三重野精二君) 次に、日程第9、議案第7号由布市職員の給与に関する条例の一部改正 についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 1点目は、この条文そのものであります。今までは13条1項1号を見ましても、「片道1キロメートル未満であるものを除く」ということですから、1キロ以上について適用されるというのは素直に読めるんですよね。今回の場合、「片道2キロメートル未満であるものを除く」というふうになってますと、2キロからということになるんだけども、このままの表現ではわかりづらいというふうに思うんですけれども、金額を明示してるところを見ますと、ずっと下がって13条2項のここにある ないんか、ないんじゃな。2項に、「片道1キロメートルを増すごとに800円を加えた額とする」というふうになってます。1キロメートル未満を支払わないとなると、1キロメートル増すごとにという表現でわかるんだけども、2キロ未満を支払わないとなると、2キロからどういうふうに計算するのかということをきちっと伝えないといけないんじゃないかと思うんですよ。「自動車等の使用距離が片道1キロメートル増すごとに800円を加えた額とし、3万1,200円を限度とする」という表現でいいのかどうかというのが気になったんです、最初は。それが第1点目です。

したがって、従来は40キロまでになってたんですか、最高限度額が。それで、今度は40キロ以上、同じなんですけども、3万1,200円となり、それ以上は支給しないということでいいんですけども、そこ辺の整合性が前回ととれないんじゃないかと思うんですけども、最高距離についてはどういうふうに表示するのか、教えていただきたいと。

次は、これで2キロメートル未満に該当する人がどのくらいいるのか、教えていただきたいというふうに思います。今まで支給しとって支給しなくなった人と金額ですね。

それと、最後は、実際に歩いてくる人は10キロじゃろうが、支給してないんでしょ。そうい う人がいるのかどうか、その辺について教えていただきたいと思います。 以上です。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。8番議員さんに対してお答えいたします。 1点目の件につきましては、通告がございませんでしたが。(「なかったかな」と呼ぶ者あり)。

議長(三重野精二君) マイクがちょっと小さい。

総務課長(秋吉 洋一君) 済いません。総務課長でございます。1点目の件につきましては事前通告がございませんでしたけれども、非常に表示の仕方がわかりづらいという御指摘でございますけども、2キロメートル以上、2キロメートル未満は出さないということでございますので、2キロメートル以上、それを超えるものについては1キロ当たり800円支給するということでございますので、この表現は非常にわかりづらいということに対しては、私個人はそういうふうには思いませんで、2キロ以上について支給するということで、これでよかろうかというふうに認識いたしております。

それから、40キロメートルが従来は、改正前は3万1,200円になっておったと、このことについてどうなのかということでございますけど、これにつきましても単純計算しますと、40キロ、1キロは800円ですので、四八、3万2,000円になるということですけども、これにつきましては四八、三十二にならなくて3万1,200円になってますので、この点につきましてはちょっと2キロ、38キロ掛け800円になると、この計算にはならないというふうに思いますので、この御質問につきましては、また改めて御回答申し上げたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の質問でございます。従来支給していたが、対象者はどのくらいいるのかという御質問でございます。これにつきましては本年2月現在でございますけれども、対象人員は41名います。41名に対しまして金額を単純に十二月を掛けますと39万3,600円になります。

それから、3点目の御質疑でございます。歩いて通勤する職員には支給しないのかという御質問でございます。それと同時に、何人ぐらい歩いてきてるのかという御質問でございますけれども、対象人員は15名が届け出として徒歩で通勤してるという実態がございます。その者には支給しないのかという御質問がありましたが、基本的に通勤手当というものは交通器具、もしくは交通用具を使用して通勤する者に対して支給するというふうに認識いたしておりますので、よろしくお願いいたします。(「よろしくじゃわからん」と呼ぶ者あり)

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 通告はしているんですけど、あなたが言ったとおり、2キロ以上

の通勤者、1キロ増すごとに800円というふうな表現が要るのではないかというのが私の指摘で、あなたもそのとおり答弁はしたんですけども、条文がそのようになってないので、そこまで考えてみればわかるんだというような表記になってるわけですよ。

だから、それで適切かどうかというのを問うたわけですから、その辺についてなぞなぞでいい んだというようなお考えかどうか、再度お答えをいただきたいと思います。

それと、最後は、考えてもわからんので、それ出してるのか出してないのか、教えていただきたいと思います。交通用具を使ってないので出してないというふうに理解していいんですか。 議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 済いません。適切な答弁ができませんで、大変御迷惑かけます。

まず、1点目の質問でございますけれども、確かに2キロメートル以上については支給しない ということであれば、2キロメートル以上に対して支給するというふうに書きかえた方が非常に わかりやすいかなというふうに思いますので、そのことについても検討してみたいと思います。

それから、徒歩については支給してるのかいないのかということにつきましてですが、徒歩通 勤者に対しては支給いたしておりません。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 次に、16番、田中真理子さん。

議員(16番 田中真理子君) 私は、議案7、8、9に同じ内容ですので、1回にしてしまいたいと思います。議案8号は、ちゃんと所定の改正を行うとか、きちっと書かれてるんですが、(発言する者あり)提案理由のとこですね。あとの分は条例整備が整うとか、いろいろそういうのが抜けてますので、こういうところは統一してもらいたいなと思います。文言の訂正ですので、答えはなくてもいいんですが、その中で、議案第8号なんですけど、8条を作成すると第9条はどうなるんですか、それをうたってない。

ただ、「第8条を削除する」とあるので、じゃ9条が8条になるんですか、そのあたりちょっとお願いします。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。16番議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

7号、8号、9号の提案理由の記述の仕方が統一されてないという1点目の御質疑でございますけども、7号と9号につきましては行政当局の都合によるといいますか、厳しい財政状況に対応するためということで、別に上位法が根拠法令としてあるわけでもございませんし、由布市の都合として財政状況に対応するために減額するんだということでございますので、このような書き方になっております。

ただ、8号につきましては、提案理由は国家公務員の休息時間の制度の廃止というものがありますので、これに準じて所要の改正を行うものであるという表記の仕方をいたしておりますので、 御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の議案第8号について、8条を削除ということになれば、改正後は順次ずれ上がるんじゃないかという御質問でございますけども、ちなみに、条例においては削除という言葉を使用してもいいということになっております。削除ということになりますと、その改正後もその条文のとこは削除という言葉は残ってまいります。削るとなると、そのものは残らなくなります。そういうことで、これを削除でなくて削るということにいたしますと、この条例を受けての規則改正がたくさん生じてまいりますので、このことにつきましては条例を削除ということにいたしまして、改正後もそのまま残させていただきたいというふうに考えております。

議員(16番 田中真理子君) わかりました。いいです。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第10.議案第8号

議長(三重野精二君) 次に、日程第10、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 先に8号を今審議してしまったので、どういうふうに言っていいかわからんのですけども、今の該当箇所のところです。削除されたところにかかわる部分、提案で国家公務員の制度が廃止されたというふうに述べています。国の取り扱いがどういうふうだったのか、時系列で教えてほしいと思います。多分ことし一斉に全国やるというんなら、ことしの人事院のあれに載っとったと思うんですけど、見ても、どこにも載ってないので、これ多分いつのころかわからないんですけども、それをことしの組合との交渉か何かで妥結して成立したんだろうというふうに思うんですけども、国との関係で、国の取り扱いがどうだったのか、教えていただきたいと思います。

2点目は、実際の休息時間の運用がこれまでどういうふうだったのか、詳細説明の中で「12時から12時15分」云々というふうに言ってましたけれども、ちょっとそこ辺がようわからんのですけど、いわゆる休憩と休息というんですかね。

3点目は、結局その時間帯が勤務時間になるというふうに言われたように記憶してるんですけども、そういうことで本当にいいんだろうかと、皆さん12時15分まで仕事、勤務中ということになってるのかどうか、再確認したいというふうに思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 8番議員さんの御質問に対して答弁いたします。

まず、1点目の御質問の国家公務員の制度がどうであったのかということについて、時系列で 説明せよということでございます。このことにつきましては、国家公務員の勤務時間制度におき ましては昭和24年以来、職員の休憩、リフレッシュに関しまして休憩時間、これは無給でござ います。それから、休息時間、これは有給という取り扱いをやっていたようでございます。そう いう制度が設けられたという経緯がございます。

その後に、しかしながら、この運用につきましては民間には十分にまだ普及してないということを考慮いたしまして、国の方は18年3月2日、公布月日でございますけども、公布し、18年の7月1日施行ということで、この休息時間を廃止した経緯がございます。

続きまして、2点目の御質問でございます。休暇等に関する条例第8条の休息時間の運用はどのように行われていたのかということと12時15分まで勤務、それでいいのかというような御質問であったかと思いますけども、これにつきましては、休息時間につきましては従来国が定めておったものに準じて、人事院規則でございますけれども、これに準じて有給の休息時間ということで、12時から12時15分までの間を有給の休息時間ということにいたしておりました。このときから、12時からは食事という形をとっておりました。それから、12時15分から1時までにつきましては45分間の休憩時間を与えるというものでございました。

しかしながら、人事院規則の方の改正の中で、休息時間を廃止するということになりましたものですから、実施時期は若干おくれましたけれども、人事院規則に合わせて本年度、20年の4月1日から由布市においても、この休息時間をなくそうということにするものでございます。これにつきましても議員さんも御質問がありましたように、組合との交渉の中でもこういう話で妥結したところでございます。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 最後の勤務時間になるということがちょっとよくわからんのですけども、15分の取り扱いというのはどうなるんですか。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 15分の取り扱いは勤務時間という形になります。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第11.議案第9号

議長(三重野精二君) 次に、日程第11、議案第9号由布市職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 通告1番は、6条を変更しなきゃならんのじゃないかと言ようったら、先に事前に何か改正、配ったので、これはいいんですわな。

しかし、やり方として通告が出て、一斉に今度はいろいろ訂正とか改正とか、いろいろ配りようるみたいやけど、どうなんですか、こういう扱い方は議運でぜひ協議をしてほしいというふうに思います。悪いことじゃないんじゃけど、どうもしっくりいかないと。(発言する者あり)それはいいや、向こうが言ったやつやろ。恥の上塗りちゅうやつや。

2点目は、消防職員の救急業務は当然だから、出動手当は出さないと判断したということなんですけども、これについては従来からずっと議論があったんですけども、一応出すべきだということで出してきました。そこ辺の職員委員会や職員との合意がどのように形成されたのかという点について教えていただきたいというふうに思います。

また、年間幾らぐらいの手当が削減されるのか、それも教えてください。

そして、最後に、救急業務として隊員が3,000円、月額受け取ることになるわけなんですけども、当然救急搬送には感染症の患者も含まれます。感染症の扱いについては別記で1日2,000円というふうになってます。それと比較して、1日2,000円と救急業務の月3,000円ということで、ダブって払うのなら別に構わんのですけども、いや、消防職員は救急業務で月3,000円払ってるから、そういう感染症の患者の取り扱いについては適用しないんだということなのかどうか、そこ辺がわかりよいように教えていただきたいんですが。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 8番議員さんの御質問に対して答弁させていただきます。

まず、1点目の消防職員の出動手当でございますけども、必要ないと判断したのはだれかということです。それと、職員の意見は聞いたのかという御質問でございますけども、私どもが県内の市にいるいろ調査してみたんですけど、私ども7つの市をちょっと調査いたしましたら、そのうちの5市が出動手当は出してないと、出してるところが2市ございましたけども、出してるところは月額の3,000円がその額が低い。2,000円とか、それとか、出動手当は100円と非常に安い金額にしてるところが2市ありました。あとの5市は全然出してないという事例も参考にいたしまして、判断したのは執行部でございます。

それから、職員の合意はとっておるのかということでございますけども、このことにつきましては職員組合とも協議し、了解をいただいているところでございます。

続きまして、2点目の年間の手当削減額は幾らぐらいになるのかというふうな御質問でございます。これにつきましては2月末で97万200円という実績が出ております。年間を通します

と、約100万円ちょっと超すのかなというふうに推測いたしております。

続きまして、3点目の御質問でございます。消防職員の救急業務、これが月額3,000円に対して防疫作業等の手当が1日2,000円、格差が余りにもないじゃないかという御質疑であるうかと思います。このことにつきましては、今後ちょっと他の市町村の事例も調べまして均衡を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。(「3,000円と2,000円」「両方出すのか」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)3,000円と2,000円、両方出すものではございません。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 消防署の職員が組合に入ってるかどうかというのは私、気がつかなかったんですが、今の話だと組合に入ってるみたいにありますね。

総務課長(秋吉 洋一君) 済いません。消防署の職員は組合員でございません。職員に説明し、理解を求めたところでございます。(「押しつけたのですね。理解を求めた」と呼ぶ者あり) 議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第12.議案第10号

議長(三重野精二君) 次に、日程第12、議案第10号由布市職員の自己啓発等休業に関する 条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 1点目は、条文がかなり飛んでるんですよね。4条第1号中、52条、83条2、57条、91条2、62条、97条2ということで、どういう改正がこの間行われて、こういう条文が飛ぶようなことになったのか、そこ辺をわかるように教えていただきたいんですが、それが1点目です。

2つ目は、施行日が見てわかるとおり、平成19年12月26日から適用するとなってます。 どうしてこういうふうになったのか、教えていただきたいというふうに思います。

議長(三重野精二君) 教育次長。

教育次長(後藤 哲三君) 学校教育法の三法の関連の改正でありました。その中で、特に学校教育法、教育基本法の改正の中で、新しい教育理念踏まえて新しい義務教育の目標等新たに改正したために、それと副校長、その他の新しい職の設置、学校評価及び情報提供に関する規定の整備等々、大学等の履修の証明制度等々の議案を改正したためにそういうことに相なっております。

私の方からは以上です。(「施行日はどこが答えるようになってる」と呼ぶ者あり)

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 施行日が何で12月26日になっているのかという御質問でござい

ます。流れについて若干御説明申し上げます。この法改正につきましては総務省の方から大分県 へ事務連絡があったのが平成19年の12月26日付でございます。

それから、県の方が私ども由布市の方へ準則等の関連資料ということで送付された日付が、20年の1月8日でございました。そういう中で、19年の12月26日付ということで通知があったものですから、私どもの適用月日を19年12月26日を施行月日とするということにさせていただいた次第でございます。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 実は公布されたのが12月12日なんですよね。それで、そのときには既に内示もあっただろうし、公布されてからすぐ連絡も教育委員会の方にあったと思うんですよ。なぜ12月議会のときに追加議案で出さなかったのか、26日に連絡あったというふうに言ってるけども、それは到底信用できないんですよ。そんなルーズなことを大分県がやってるとしたら、私は大分県の教育委員会にやかましく言いたいというふうに思うんですけど、そこ辺の事実関係、再度教育委員会の担当者から答えてください。

議長(三重野精二君) 教育次長。

教育次長(後藤 哲三君) この件については再度調べたいと思っております。

以上です。

議員(8番 西郡 均君) はい。

議長(三重野精二君) 次に、18番、久保博義君。

議員(18番 久保 博義君) 18番。私も今の施行日の問題でございましたので、西郡議員 さんの質問と同等でございますので、省略させていただきます。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第13.議案第11号

日程第14.議案第12号

日程第15.議案第13号

日程第16.議案第14号

日程第17.議案第15号

議長(三重野精二君) 次に、日程第13、議案第11号由布市国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第17、議案第15号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてまでの5件を議題として、質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

. .

日程第18.議案第16号

議長(三重野精二君) 次に、日程第18、議案第16号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 16条の提案理由を見ますと、議案第16号提案理由、大分県事務処理の特例に関する条例の改正のためというふうになってます。これ大分県の出す条例ならこれでいいんですよね。どこが間違ってるかというと、法律根拠の書き方が間違ってるんです。大分県事務処理の特例に関する条例の改正があったから、由布市の条例も改正するというふうにうたうべきなんです。

だから、提案の仕方がこれ間違ってるので、これも準則どおりなら準則を示した県が間違ってるので、県にやかましく言わなきゃならんのですけども、独断でつくったものなのかどうか、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

2点目以降は私の間違えでした。済いません。取り下げます。

議長(三重野精二君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 建設課長でございます。西郡議員の言われるとおり、提案理由に言葉足らずの面があったことはおわびいたします。今後十分気をつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 提案理由ですから、今後じゃなくて、これそのものを差しかえていただきたいと思います。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第19.議案第17号

議長(三重野精二君) 次に、日程第19、議案第17号由布市過疎地域自立促進計画の変更に ついてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) あらかじめ県と協議するとなってますけども、県の協議書があるのかどうか、あればそれを出してほしいと思います。さきの集積の件についても、国との協議書の写しをもらってるということだったので、それも含めてこっちの方に出してほしいと思うんですけども、用意されてるでしょうか、それが1点目。

2 つ目は、この書き方なんですけども、路線は庄内駅中渕線道路改良ということでいいんです

けども、延長270、幅員7メートル、延長200メートル、幅員5メートルというのは明らかに箇所が違うので、これを一緒に書いていいものかどうかというふうに思うんですけども、そこ辺がこれを1工区、2工区というような書き方をするような指示がなかったのかどうか、県との協議で、そういうことは別に何もなくて、このまま認められたことなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、これはいつものことなんですけども、参考資料というのがいいかげんなんですね。添付されてますけども、どうしてこういうことをやるのか、前の資料もそうだったんですか、合計金額が違うのを平気で製本までするというようなことをやってのけた課長がいたんですけども、今回も参考資料を見たら事業額の合計がこれ合わんのですね。どうしてかと思うたら、蛇口畑線というんですか、あるいは瀬口竹の中、瀬口中尾宗寿寺線のところに全部金額入ってないんです。だから、合計金額が合わないんですね。もちろん、変更後のところには入ってるんです。

しかし、これは前の議案のままなんですね。昔の前回提出された。今回当然ここに金額が入って、庄内中渕線のところだけ金額も変わるし、どっかあるちゅうんならわかるんですけども、こんないいかげんなことをして、だれもチェックできないなんていうの私、残念でしようがないんですけども、これについてお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 8番議員にお答えをいたします。

まず、第1点目の協議書があるかということでございますが、この協議につきましては軽微な変更の場合と影響が大きい場合という2種類がございまして、軽微な変更の場合につきましては事業内容等の変更の場合と、影響が大きい場合というものにつきましては新たに事業を追加をするというようなことになっております。軽微な変更の場合につきましては議会で議決をいただいて、その後に県の方に報告という形になっております。影響が大きい場合につきましては事前に過疎計画を変更することの事前協議が必要と、そういうふうになっております。

2点目の路線につきまして、第1工区、第2工区というふうな表記が適切ではないでしょうかということでございますが、過疎計画の中の事業内容等につきまして、既に庄内駅中渕線道路改良につきましては現行の中に、既に計画書の中に載っておりまして、それの事業内容、延長と幅員等が既に載っております。その計画につきましては、もう既に事業が終了されてることでございます。今回についてはその路線について新たに工事場所が 工事をするようになったということでございますから、あくまでも計画書の中の変更という形で、今回追加する部分について新たに延長と幅員を掲載をしたと、そういうことにさせてもらっております。

3点目の積算の資料が間違っているんじゃないかということでございますが、それについては

内容等をもう一度精査をさせていただいて、委員会の方で、もしそのようであれば正しくその中 で説明をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 本協議はともかくとして、事前にそういう相談をしてなかった。 今聞くと新しい事業ということになれば、当然新庄内駅中渕線道路改良という書き方になるかと 思うんやけど、これ含めて書き方というのが今の話を聞くと、妥当だったかどうかというのは判 断できないんですよ。勝手に書いて、これでいいやろうというふうなことしかこっちには受けと められないので、もし県に軽微な変更で、こういうふうに書いて出したんやけども、後でこうい うふうに訂正されましたというのでは恥ずかしいので、その辺はちょっと余裕を持った答弁をし とった方がいいんじゃないかというふうに私思うんですけどね。

それと、最後は、これが正しいか正しくないか、そのとき精査してなんていう性格のものじゃないでしょ。明らかに誤ってるんだから、こんなあんたいいかげんなやつをつけて、委員会で云々かんぬん言うような問題じゃないですよ。ここに数字が入ってないのは明らかに間違いなんだから。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) これの計画書の新旧対照表の記載の方法でございますが、これにつきましては先ほど言いましたように、軽微な変更の場合ということになっておりますので、変更後に県の方に報告ということで、事前の協議もさせてもらっております。こういうことでいいというようなことも伺っております。

最後の記載の資料が間違ってるということで、これは大変申しわけないと、そういうふうに思っております。今後正しいのにやりかえていきたいと、そういうふうに思っております。大変失礼いたしました。

議長(三重野精二君) 次に、16番、田中真理子さん。

議員(16番 田中真理子君) 私もちょっとその辺が、今、西郡さんと同じでよくわからなかったんです。完了後の変更なのか追加なのか、わからなかったので、再度説明をいただきたいと思っておりましたが、今余りよくわかりませんが、理解できましたのでいいです。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

.....

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長(三重野精二君) 再開いたします。

佐藤正議員から通院のため、午後より早退届が出ておりますので、許可をしております。

なお、挾間小学校6年2組の30名及び担任の先生が傍聴の申し出があり、許可をいたしました。

. .

日程第20.議案第18号

議長(三重野精二君) 次に、日程第20、議案第18号大分県退職手当組合を組織する地方公 共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 1つは、今度脱退する竹田市の精算がどのように行われるのかという点であります。

2つ目は、この表を見てわかりますように、竹田市が除くと、ここにあるのは由布市、豊後大野市、国東市、あと町村ですね。結局新市になったところと町村しか入ってないんですよ。それで、一体ほかの旧来からの市がどうなっているのかというのが気になるんですけども、大分市、別府市、宇佐、中津、豊後高田市、杵築等々ありますけれども、そういうところは別のそういう退職手当組合があるのかどうか、そこ辺も含めて、もしかしたら最初に質問した脱退精算を行わなくて、そういうのが全部そっちに移管されるのかどうか知りたいんですけども、その辺をわかるように教えていただきたいんですが。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。それでは、議員さんの御質問に対して答弁 させていただきます。

まず、1点目の御質問でございます脱退の際に精算を行うのかという御質問でございますけど も、これにつきましては脱退する段階で不足金が生じておれば追加の負担金の請求がございます。 また、過納金があるとするならば、その分については返還ということになっているようでござい ます。

それから、退職手当組合が、非常に加入してる市町村が市にとってみれば合併した市のみになったということで、ほかにそういう退手組合にかわるような組織があるのかと、また、何のメリットもないから、どこも入らないのかという通告をいただいております。

まず、そのことについて、また答弁させていただきますが、ほかに退手組合にかわる組織があるのかということについては、大分県内にそういう組織があるということについては私ども確認できておりません。ということで、ないというふうに認識いたしております。

それから、何で大きな市がどんどんどんどん脱退していくのかということなんですけど、これ についても、特別に脱退するところの市町村にどういうことで脱退するんですかという理由を問 いかけたこともございません。

ただ、推測で恐縮ですけども、これにつきましては、退手組合の負担金につきましては5年 ローリングといいますか、今後5年間で退職される人数、それから、プラス若干の早期退職者等 を含めまして、向こう5年間どれくらいの財源が必要になるのかということを退手組合が計算い たしまして、各市町村に負担金を割り振るということになってございます。

そういう中で、5年過ぎれば、またローリングで見直すという方式らしいんですけど、例えば、 団塊世代の退職者が今から始まります。そういう中で、一時的に多額な経費を要するというふう になった場合、単年度単年度の負担が非常に大きくなります。

そういう中で、その支払いとして退職手当退手債といいまして、起債を打てるようになっております。その起債をお借りしますと、例えば、15年払い、20年償還というようなことが可能になってまいりますので、各自治体が持ってる財政状況等といろいろと判断する中で、脱退した方がよかろうとかいう、そういう判断をされる自治体があるんじゃなかろうかなと、これはあくまでも私の推測でございますけども、そのように今感じております。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) こうなると、そういう推測に基づいて試算をしてみる必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、もちろん退手組合の管理費等も払うわけ、含まれてるわけですよね。そういうことはやらなくていいのかどうか、そこ辺についてどうなんでしょうか、小さな市町村の場合はそこまでやるよりも一定の賦課金に相当するようなのを支払った方が、その方がメリットがあると、どこ辺がボーダーラインかというのを確認する必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 当然退手組合の方には事務費の負担金を、事務費を合わせて納付するということになってます。その率につきましては1000分の2という率で納付いたします。そういうことになってますけど、小さな自治体、退職者が昔で言うならば3人とか、年に二、三人しかいないというところについては、その専門の職員を置いて事務をさせるよりも共同で事務をさせた方がより効率的であるということも考えられますし、大分市のように80名、100名やめるというような話になりますと、それに専門といいますか、そういう職員を配置しても、十分それだけにこたえる費用対効果があるというようなことも考えてるんじゃないかなというふうに思ってます。由布市として、そこまで分析した経緯はございませんので、今議員御質問になりましたことにつきましては1回試算をしてみたいというふうに思っております。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第21.議案第19号

議長(三重野精二君) 次に、日程第21、議案第19号平成19年度由布市一般会計補正予算 (第5号)についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に、通 告順に行います。

それでは最初に、歳入全般について質疑を行います。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 9ページを開いてください。

債務負担行為補正で、庁舎及びその他の市有施設の清掃警備と維持管理業務委託というのを一 括して限度額5,332万3,000円で上げております。内訳というものをいただけないものか どうか。実は前回の債務負担行為補正のときに、そういう内容がわかるような記載の仕方と言っ たときに、これが一番妥当であるというふうなことを言われたんですけども、中身をわかったら 教えていただきたいというふうに思うんですけども、そういう表か何かでも結構です。

2番目は10ページを開いてください。ここで地方債補正の記載の目的が、文教施設整備事業 債というのは従前にもないんですよね。 新たなこういう名称で記載するのじゃない補正というふ うに書いてるんですよね。だから、そういう点でいけば、訂正するならきちっと訂正してほしい というふうに思います。

歳入のずっと行って22ページで、選挙費で、海外に在住されてる方の特別経費交付金という のが2,000円ついております。きょう合同新聞朝刊に由布市の在外選挙人というのが17名 ですか、という公表がされております。この2,000円という経費が、交付金が適切かどうか というのは私ちょっと疑問なんですよ。これじゃちょっと低いんじゃないかというふうに思うん ですけど、その点について基本的に2,000円でどの程度のことをするのかということでお答 えいただきたいと思います。

25ページの21款諸収入、雑入で、地域活性化コミュニティ事業というのがあります。そこ の充当先はわかりますけれども、それがどこから来てるのかというところを教えていただきたい んですが。

以上です。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) それでは、西郡議員の御質問にお答えします。

まず、最初の債務負担行為5,332万3,000円の内訳でございますが、これにつきまして は資料を用意しておりますので、後ほど御提出させていただきます。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 8番議員さんにお答えいたします。

2番目の継続費補正の項の訂正を行ったが、地方債補正の記載の目的はこのままでよろしいのかということでございますが、実際、今現在の記載の目的は「文教施設整備事業債」となっております。これ大変申しわけございません。「文教施設災害復旧事業債」が正しいところでございます。「整備」を消して「災害復旧事業債」に御訂正方よろしくお願いいたします。(発言する者あり)

議長(三重野精二君) いいですか。総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。それでは、議員さんの御質問に対して答弁 いたします。

22ページの県委託金の在外選挙特別経費交付金2,000円でございます。これに対して金額が少ないんじゃないかという御質問でございますけども、これにつきましては1件について414円が支給されます。それの該当件数が5件でございます。そういうことで予算を2,000円を計上いたしております。

以上でございます。(「それが少ないんじゃないかと言っている」と呼ぶ者あり)少ないんじゃないかというのは、県が定めた金額でございますので、何とも回答のしようがございません。 議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 雑入のところの30万円のところでいいんでしょうか。(「もちろん」と呼ぶ者あり)はい。これは財団法人の地域活性センターというところから、これは宝くじの関係で扱ってるとこでございますが、そこで事業が不採択になったために減額をされたということで、この事業には由布コミュニティの底力再生事業、それに使う予定でありました。

議員(8番 西郡 均君) ほかのところはいいんですけども、県が決めたのでわかりません じゃなくて、在外登録者にどういう登録手続を行うのか、その経費が410何ぼですか、それで 間に合うことなのかどうか、選挙管理委員会の具体的な事務が伴うわけですから、そこ辺で、そ れでいいんだということになればこっちも納得がいきますし、幾ら県が決めても、それに1人当 たり1,000何百円もかかるようであれば、そういうのを要求しなきゃならんわけですから、

例え、県が決めようが、福田康夫さんが決めようが、少ないものは少ないということで抗議しなきゃならんので、そこ辺の充当で十分なのかどうかというのについてお答えをいただきたいと思います。

議長(三重野精二君) 総務課長。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。これにつきましては、経費は通信費が主でございますので、414円あれば足りるというふうに認識いたしております。

議員(8番 西郡 均君) はい、わかりました。

議長(三重野精二君) 次に、2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) それでは、議案第19号一般会計補正予算(第5号)について質疑をさせていただきます。歳出と関連いたしますので、あわせて質疑をさせていただきたいと思います。

2 1ページをごらんください。 1 6 款県支出金 2 項県補助金 6 目 1 節消防費補助金、県災害被災者住宅再建支援事業補助金 5 7 0 万 3 , 0 0 0 円の減額です。これにあわせまして歳出が 5 1ページ、9 款消防費 1 項消防費 4 目 1 9 節負担金補助及び交付金、県災害被災者住宅再建支援事業費補助金 1 , 1 4 0 万 6 , 0 0 0 円の減額というふうになっております。このことについて、まずこれは県の支援制度にのっとって、事業主体は由布市で行ってる事業であります。県に問い合わせましたところ、国よりもいい支援制度でありますし、全国でもトップスリーぐらいに入る支援制度であるということをお聞きしました。私はこれを聞いて、大分県に生まれてよかったなというふうに非常に思いました。このことについて、まず減額の内容として、支援の実績の詳細及び減額の要因について、支援対象者の実情把握等詳細について御説明をいただきたいと思います。

次に、支援の取り組み状況について、どのような体制で周知して実施されたのか、その辺の詳 しい状況をお知らせいただきたいと思います。

議長(三重野精二君) 防災危機管理室長。

防災危機管理室長(佐藤 和明君) 防災危機管理室長です。2番、髙橋議員の質問にお答えします。

県支出金の歳入の部分につきましては、9月補正で床上浸水80世帯、半壊が1世帯ということで1,730万円計上しておりました。それの2分の1、865万円、今回減額したというのは27世帯と半壊が1世帯ということで589万4,000円の支出となっております。その2分の1で294万7,000円ということで、507万3,000円減額しております。

歳出につきましては、同じく589万4,000円で1,140万6,000円減額しておりますが、当初床上浸水が75世帯と半壊1世帯ということで上がってきておりました。台風後の9月5日に支援制度の内容と申請書を各関係者に、75名ですか、送付をしております。そして、提出期限につきましては11月30日ということでしております。この制度につきましては物品の購入とか修繕費等、上限が20万円補助金が出るというものでございます。中には畳だけかえたということで6万円とか、そういう形の方もありました。申請者は30世帯あったわけですが、収入超過とか、大分在住の方がおりまして、その方が2名支給をされておりません。あとのフォローということですが、それはその後はしておりません。

以上です。

議長(三重野精二君) 2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) 私が知りたかったのは当初80把握されてたと、75名に絞られまして、うち30申請があったと、そのうち28ということですから、残りの45の世帯、当然経費に係る支援でございますので、床上浸水までしたけれども、一切お金がかからなかったと。例えば、少額だったので、ちょっと遠慮されたとか、もしくは、きのうもありますけど、独居老人の方で申請の仕方がわからなかったですとか、また後から期限切れに申請に来たが何名おられただとか、一人一人に対して実情がまず把握されてたかというのをお聞きしたかったんです。

それと、あわせてきょう私、由布市の地域防災計画を持ってきてますけども、当然台風5号の際、応急復旧による体制として災害対策本部というのが設置されました。これは応急復旧にかかわることが主ですけれども、こういった支援制度がきちっと行き届くまでが私は災害対策本部の役目であろうというふうに思うんですけども、その災害対策本部がいつまで設置されて、この申請にどのようにかかわったのか、その2点について再質問をさせていただきたいと思います。

議長(三重野精二君) 防災危機管理室長。

防災危機管理室長(佐藤 和明君) 対策本部につきましては、次の日ですか、台風が上がった 時点で解除をしております。それから、支援につきましては、今聞くところによりますと、結局 経費が安かったということで、申請しなかった面もありますし、それと、申請をしたけども、該 当にならんやったという話もあるんですけど、それが該当にならなかった方というのは1件、こ としに入って来た関係で、そして、県に問い合わせたところ、県も全部補助金をカットしたと、 そういうことでお断りをいたしました。

議長(三重野精二君) 2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) 今防災危機管理室長が言われるとおり、75件の世帯、一件一件の実情把握されてないんですね、これ。申請に来た人だけに対して補助を出してるというふうな、ちょっと悪く言うと、被災された方を放置したんじゃないかと私思ってるんです。本来はこれだけの数があったら、当然さきの台風5号によって6市1町で被害が起きてます。全壊半壊、床上浸水等、由布市を見ると、ずば抜けて何十倍の被災者が生まれてるんですね。やはりこの状況を見たときに、私は災害対策本部がこの支援を、申請を一件一件お尋ねして、出しませんかというふうなお尋ねをするのが、私は災害対策本部の役割であろうというふうに思ってます。でも、現在そういったことをされずに、一切申請が来なかった人に関しては実情把握はできていないという状況が今明らかになりました。

それで、市長、私は1人の方から言われました。実は期限切れで、この支援制度に気づいて市 役所に尋ねましたと、その担当者はわざわざ家に来て、写真まで撮ってくれたと、申請を出した けども、やはり期限が切れてたのでだめであったと、もちろん私が期限を守らなかったのがいけないんですというふうなことを言われたんですけども、その方のおうちに私は床上浸水のときに消防団として救助に行かせていただきました。それは悲惨なものです。日ごろ生活している家の中が胸ぐらいまでつかって、家財道具が全部浮いてるんですね。それから、やっと立ち直ろうとした人がわらをもつかむ気持ちで私に相談に来たんです。私はそれをもって2月の14日の日に危機管理室長を頼って、何とか県の補助はいいけども、市に予算を確保しているのならば、わずかでもいいから、これが被災された方に支援できないものだろうかということで御相談行きましたけども、それもとうとう受け入れてもらえず、今回の上程というふうになったんです。

市長、私思い出すんですけど、昨年9月、市の行政に当たる対応についてお伺いしたら、市長がやはり市民の目線に立って行うような市政運営をやっていきたいと反省をされました。その舌の根も乾かないうちの災害の対応なんです。私はもちろん応急復旧と同時に、一番大事なのが、私たちが阪神・淡路大震災や新潟の中越沖地震で学んだことは、その後の心のケアをいかにどうするかということなんですよ。もちろんお金も大事です。

しかし、そういった対応が被災者一人一人の心を救って復興につながっていくんだろうと思うんです。市長、災害対策本部、本部長でもあったわけですから、その点に関してこれ、私の御意見に対して何か御意見があれば一言いただきたいと思います。

議長(三重野精二君) 市長。

市長(首藤 奉文君) 本当に被災をされた方については、あの状況というのは私もよく想像できますし、この辺のちょっと不備があったということを今反省をしております。

議長(三重野精二君) 次に、17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 15款の2項3目小型合併槽の旧町ごとのそれぞれ5人、7人、 10人槽ってあるんですけども、19年度の数字が欲しいなと思います。

それと、ちょっとお手元に 手元といいますか、質疑には書いてないんですけど、これ部長か課長か答えができるかどうかわかりませんが、もしできなければ後でいいんですが、県と国の 国庫補助と市との割合がわかれば教えてください。

議長(三重野精二君) 環境商工観光部長。

環境商工観光部長(佐藤 純史君) 17番議員にお答えいたします。

ちょっと時間的に長くなると思いますので、資料を後から送りたいと思いますけれども、全体的に申し上げます。挾間が51基、庄内が44基、湯布院が40基ということになってます。これから5人槽、7人槽、10人槽、地区別申し上げますと時間かかりますので。(「はい、後でいいです」と呼ぶ者あり)この明細につきましては後から差し上げたいと思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) はい、ありがとうございました。

議長(三重野精二君) 次に、21番、工藤安雄君。

議員(21番 工藤 安雄君) 23ページの17款2項1目の土地建物立ち木の売り払い金の収入ですが、これはどこで、どういう目的で売ったか、その辺を教えていただきたいのですが。 議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 契約管理課長です。それでは、この質問でございますが、後ほどの11番の二宮議員とも質問が同じ趣旨と思われますので、この件につきましては工藤議員の説明で御了解をいただきたいと思います。

まず、土地建物売り払い収入の1,548万9,000円、これにつきまして御説明をさせていただきます。これにつきましては、まず遊休市有地ということで、昨年2件ほど売却をいたしました。1件は、挾間の向原駐在所、それから、湯布院の川西の駐在所、この分が 駐在所の跡地なんですが、いずれも。これの分が2件ということで、金額で1,277万8,000円程度売却収入があってございます。

それから、もう一点につきましては、里道・水路のいわゆる法定外公共物、これを売却しております。これが全部で8件で271万1,000円程度売却しております。内訳につきましては、 挾間の方で4件、それから、湯布院町で3件、庄内町で1件となっております。

それから、2節の立ち木の売り払い収入でございますが531万4,000円、これにつきましてはどちらも2件ほどございまして、いずれも湯布院町内でございますが、1件は塚原の小挾間というところで、いわゆる慣行造林の売却ということで466万7,000円程度、それから、もう一件は、同じく湯布院町の川上の野々草でございますが、この部分で64万8,126円ということで、以上2件が立ち木の売り払い収入となっております。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 21番、工藤安雄君。

議員(21番 工藤 安雄君) あと立ち木を売るとき、これは立米で売るとか、一山何ぼで売るとかいう、この査定というのはどういうふうなことで売るときにはするんですかね。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) これにつきましては一応実際に慣行造林であれば、国の森林管理署が行いますし、県行造林であれば県の方が行うわけですが、これで、例えば、川上の野々草につきましては一応入札を行っております。1回目が落札しなかったということで、2回入札を行いまして、2回目にやっと落札をしたということで、私どもの方に内訳としてやってくるのは市場で売れた、落札した金額から経費を引いた残りの分、これに対してそれぞれ県の取り分、市

の取り分というのがありますので、野々草の場合で言えば、県の方が60%、市が40%です。 それから、塚原については、慣行造林は国と市が50、50ということで、経費を差し引いた後 の金額を私どもの方が受け取るようになってます。

議長(三重野精二君) 21番、いいですか。

議員(21番 工藤 安雄君) はい、わかりました。ありがとうございました。

議長(三重野精二君) 次に、11番、二宮英俊君。

議員(11番 二宮 英俊君) 今の続きなんですけども、私は1節の方の土地建物売り払い収入の件についてお尋ねをしたいんですが、これは法定外公共物の里道を売るときの単価の 単価といいますか、価格の設定はどういうふうにしてるのか、それと、駐在所の跡地の課税標準価格でするのか、公示価格でするのかとか、その辺の基準を聞かせていただきたいんですが。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 法定外公共物を売却するに当たりましての価格につきましては、いわゆる当然のことながら市の所有してる物件ですので、税務課等の固定資産の評価額も入っておりません。それで、私どもとすれば、一応内規で決裁はとってるんですが、そこの用地をどういう用地として利用するのかということで、近傍類似地の固定資産の評価額ございますが、これを割合が8割の評価額になってますので、それで割り戻したところで、実際に平米当たりを出しまして、それに実際の売却する面積を掛けたとこで売却してるということです。

それから、市有地につきまして遊休の市有地、先ほどの駐在所跡地の2カ所につきましては不動産の鑑定士を入れたところで、その価格が最低の金額ということで、これに基づいて入札をして、2社から落札があったということでございます。

議長(三重野精二君) 11番、二宮英俊君。

議員(11番 二宮 英俊君) 市有地の方はわかりました。

もう一つの里道について、近隣の評価といいますか、売買事例からいくんでしょうけども、それの8掛けでという形というのは宅地並みでいくんでしょうか、里道は隣接してる地目によっての評価でいくのか、それとも雑種地的な扱い方で、その単価の8割方でいくのか、その辺はどういうふうな設定をしてるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 利用形態がどうかということで一応やってますので、例えば、公共用に使うとか、そうじゃない場合というのもある程度率を定めて決めております。これについてうちの方で内規で定めた部分がありますので、あれでしたら二宮議員の方に内訳をお届けしたいと思います。

議員(11番 二宮 英俊君) はい、お願いします。はい、いいです。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 延滞金と基金利子のことで通告を出しておりましたけれども、総 務委員会所属ということですので、委員会の方で聞きたいと思います。

議長(三重野精二君) 次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 7ページ、継続費補正、教育費のちょうど生徒さんたちがきょう傍聴に来られておるので、丁寧なる御説明をいただきたいと思うんですが、給食センターの建設事業、補正前は10億4,764万7,000円ということでございますが、補正後に約1億円を超える11億8,781万1,000円かかると、この1億円を超える増額の理由と、きょうは生徒さんたちも傍聴に来ておりますので、学校給食がどのように、いつから開始するかも含めてちょっと説明をお願いします。

議長(三重野精二君) 学校教育課長。

学校教育課長(高田 英二君) 20番、吉村議員さんにお答えいたします。当初学校給食センター10億4,764万7,000円という形で総事業費を算定しておりましたが、建設策定委員会の報告書等を加味しながら、ほかの他市の状況等も勘案しまして、本体建築費につきまして延べ床面積が1,500平米で当初しておりましたが、1,750平米という形で算定をし直した経緯がございます。

それで、本体建築費につきまして5億2,500万円が6億2,000万円、それに伴いまして というわけじゃないんですけど、備品等の購入費が当初3億6,000万円であったのが4億 900万円という形で、若干1億円を超える額が増額しております。

それから、給食センターにつきましては今設計業者をプロポーザルで選定中でございまして、 早速造成工事も終わった後、設計業者を選びまして、実施設計に入りまして、21年度の夏休みまでに一応完了をする予定でございまして、21年の9月に供用開始をする予定でございます。 以上でございます。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 来年の9月から新しい庄内にできる給食センターで、由布市内の児童生徒の給食を賄うということの今説明を受けたわけですけど、それにしましても、ここに資料があるんですけども、文教の厚生委員会、それから、建設策定委員会がそれぞれ視察をされてるんですよね。その中で、一番大きな本市が進めておる給食センターと似たようなものがここに、手元の資料にあるんですけれども、1日に4,500食をつくるような給食センターで、総事業費が8億6,000万円ぐらいでできとるんですよね。特にその辺を考えましたときに、当初10億円でもちょっと高いなというふうに思ったのが、ただ面積がふえたから1億円ふえましたということでいいのかなという思いもするんですが、何食分ぐらいをつくる予定なんですか。

議長(三重野精二君) 学校教育課長。

学校教育課長(高田 英二君) 現在のところ小中学校と幼稚園を含めまして、教職員も含めま すが3,600食を予定しております。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 3,600食をつくるので11億円、言いましょう。玉名市の 給食センターは4,500食をつくって8億6,000万円というふうな金額でできるわけですよ ね。何かその辺の造成工事とか何とかに大変手間がかかるとか、何か非常に土地が軟弱であると か、何かほかに理由があるんじゃないですか。

議長(三重野精二君) 学校教育課長。

学校教育課長(高田 英二君) 建設策定委員会の方で用地の選定をしていただきましたが、湯布院、庄内、挾間という形で、地区ごとに候補地がありながら、その中で庄内町の大龍地区が選ばれたという経緯もございます。造成が必要という形が3,000万円ほどかかるのが、湯布院地区についてはほとんど造成がないという形もございました。そのかわり今水道施設等が完備できないという形で、ちょっと外れた経緯もございます。今の大龍地区につきましては、ほかの地区と比べまして中心的な位置にあるという形が一つ、それから、浄水が完備しているという形で、報告書の中から選定されたものでございまして、今後実施設計の段階で、よりよく精査しながら、建設費については再度実施設計者が決まった段階で、内容について精査したいと思っております。よろしくお願いします。

議長(三重野精二君) これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について、款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。最初に、23番、山村博司君。

議員(23番 山村 博司君) 山村です。それでは、1点お尋ねをいたします。

歳出の30ページ、2款総務費の1項総務管理費の13節委託料、コミュニティバス運行業務510万円とありますが、コミュニティバスそのものは非常に市民の手足となって、社会福祉の面で大きく貢献していることは皆さん御承知のとおりでありますが、510万円というのが余りにも金額が大きいようであります。その減額の理由、詳細な内容について1点お尋ねをいたします。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 山村議員の御質問にお答えをいたします。

コミュニティバスの件でございますが、去年の当初、去年の4月になるんですが、そのときにはコミュニティバス及びシャトルバス、それから、スクールバス等を含めまして全部で33の路線を走っておりました。その後の利用状況等につきまして調査等々を行いました結果、その路線

のうち市内を循環するコミュニティバスになるんですが、利用者が1名に満たないという路線が3路線ありまして、市民からなる検討委員会、そういう委員会の中で協議をいたしまして、その路線を中止をしたということ、それから、路線の中でジャンボタクシーを2台連ねて走っておった路線もあるんですけれど、利用者が少なくなったという関係で、ジャンボタクシーを2台のところを1台で運行したと、そういうことで事業費が減額をされております。

議長(三重野精二君) 23番、山村博司君。

議員(23番 山村 博司君) もう一点お尋ねします。

3路線休止したということですが、路線名はどこですか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) まず、龍原線、それから、成合線、若杉線の3路線であります。 議員(23番 山村 博司君) はい、わかりました。

議長(三重野精二君) 次に、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 先ほど収入で立ち木売り払い収入351万4,000円が補正されたわけですけども 531万4,000円が、その大半の490万5,000円が地元交付金というふうになってるんですね。さっきの話によりますと、国、これはどっちかな県かな、市との分配金が決まってるけども、そのほとんどが地元の交付金になるということみたいなんですけども、どうして地元の交付金になるのか、地元が造林にかかわった経緯も含めて教えていただきたいし、同時に、先ほど塚原というふうに言われましたけども、今話題になっている全国共進会の跡地も同様の取り扱いになるのかどうか、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

ごめんごめん、まだありました。それだけじゃなしに、これは何ページか、30ページを見てください。30ページの7目電子計算費で、総合型GIS共同構築負担金というのがゼロ額になってます。これは県のあれで、2年でこういうのを構築するという説明だったんですけども、ゼロになったというのがよくわからんのですけども、そういうシステムそのものはそれにかわるものででき上がってるのかどうか、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) それでは、西郡議員の御質問にお答えします。

立ち木の売り払いでございますが、これにつきましては土地は市有地でございます。この土地につきまして入会権が入っておりまして、この関係で地元の方に90%交付ということでございます。

それから、塚原の全共跡地も同様の取り扱いかという御質問でございますが、これにつきましても、いわゆる分収率を旧町のときに統一したということもありまして、当然のことながら塚原

の全共跡地についても売却がなされれば、この交付率ということになろうかと思います。

議長(三重野精二君) 次に、総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) GISの関係でございますが、これは18年度から大分県と県内の全自治体で地図情報といいますか、住宅地図とか地籍図、そういうものを一括をして行うという形で着手をしたんですが、1年目から巨額の財政負担が発生するということが明らかになりまして、一応これは着手が困難であるというふうに判断を県全体でしたということです。今後につきましては仕様等を含めまして、また再度検討していくと、そういうことになっておるために19年度については減額をさせていただきました。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) それとかかわりあるのかどうかわかりませんけども、31ページ の一番下に徴収費の中に地籍図閲覧システム減額で、これも補正した分が全額カットなんですね。 それと関係あるのかどうか。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) これは関係ございません。これは収納課の航空写真と字図を重ね合わせて作成するものでございまして、この分につきましては収納課は他の課のものが利用できるようになりましたので、要らなくなったということで減額でございます。

議員(8番 西郡 均君) はい。

議長(三重野精二君) 次に、5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) 5番、佐藤。今8番議員と重なります。29ページの総務費1項の19節の負補交490万5,000円、およそわかりました。入会権で90%地元に行くということでありますけれども、1点だけちょっと確かめたいんですが、売却した時期はいつやったんでしょうか。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 済いません。ちょっと塚原の分は持ち合わせてないんですが、 川上の野々草につきましてはことしに入ってから、1月に契約を交わして、これに基づくところ の決定通知が2月の27日に私どもの方に来ております。その前に、一応正式な文書をもらう前 にこの分については売却ということで聞いておりましたので、3月の補正で上げた次第です。

議長(三重野精二君) 5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) 私が何を言いたいかと申しますと、当然昨年、私も12月で本予算のあり方、当初予算の組み方というのを考えたときに当初予算の重要性、安易な補正予算の組み方ということを言っておりましたから、時期等で十分そういうことができるのであれば、早目に3月でなくて、早目にお示しをして、そして、そういう内容がどんなのかなと、そういうこと

も議会として審議をしたいと、そういうふうに思ってますので、時期等も明確にされまして、素早くそういう内容であれば事業をして、地元に返して、またそういう地域が荒れないような桜を植えたりとか、いろんな荒れ地になったら、また災害等起こりますから、そういうことを申し上げたかったわけでありますので、今後ともそういう点については十分補正のあり方というのを考えていただいて、そういうことであります。答弁要りません。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 同じです。立ち木売り払い収入の分が地元交付金として払われてるという内容わかりました。

ただ、ちょっと確認ですが、今課長の答弁の中で、入会権が合併前に分収率を統一したと、地元90%で統一したということなんですけれども、売り払い収入531万4,000円と交付金490万5,000円は90%じゃなくて、計算すると総額で92.3%になってるんですけど、これはどういうことでしょうか。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 先ほど収入ということで、立ち木の分についてが塚原と川上の野々草にあったということで御説明したわけですが、地元交付金について言いますと、もう一件、実はございます。例の昨年の台風5号で、ユースホステルの上の上手のところの湯の坪川ですか、あそこの土石流が出たわけなんですが、ここについて治山工事を行うということで、その分の立ち木の補償費が38万4,000円程度入ってまいります。これからそれの伐採にかかわる分が25万円あるんですが、それを差し引いた金額の90%を温湯の財産区の方に払うということで、その分が12万円となっております。

ですから、地元の交付金の金額で言えば、先ほどの塚原の460何万円に対しての90%が約420万円、それから、川上の野々草が64万円に対して90%部分が58万3,000円、それから、治山工事の部分が12万円ということで、すべて一応90%になっております。以上です。

議長(三重野精二君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 治山工事の方の収入はどこに上がってるんですか。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 一応この分はこちらの方には入ってくるんですけど、それから 差し引いたところで、ちょっと調べて。

議長(三重野精二君) じゃ後で。次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 29ページ、15節の工事請負費、減額の1,390万円、これは挾間庁舎の空調工事の入札減という説明があったかと思うんですが、これだけの入札減でこ

の予算になるんでしょうか、ほかのまた入札減もここに重なってきとるのか、それを一つお尋ね いたします。

それから、19節、先ほど私も質問しましたけど、さきの議員の質問で理解できました。

次に、36ページ、民生費、1項の社会福祉費。(「3款」と呼ぶ者あり)総務費だけか。

議長(三重野精二君) ちょっと。

議員(20番 吉村 幸治君) 失礼しました。わかりました。それではその1件だけ。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 吉村議員の御質問にお答えします。

減額が1,390万円ということで、最低制限価格の設定をしたのかとか、見積もりが違っていたのではないかというような御指摘でございますが、この件につきまして概要をちょっと説明いたしますと、入札につきましては10社ございました。最低制限価格の設定でございますが、当然のことながら、今工事請負費は全部最低制限価格を設定しておりますので、その分が、いわゆる直接工事費、それから、共通仮設費、それから、現場管理費の相当額の5分の1ということで、それの全体の設計金額の割合で見ますと88%になりました。現在、最低制限価格の割合は3分の2、いわゆる66%から85%の間というふうにしております。そのことから、一応88%なんですが、それを85ということで設定をしております。最終的に1社が決まって、この金額で減額となったということでございます。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 安ければこしたことはないんですけれども、当初予定した工事が順調にできておるのかどうかということも一つ心配な部分があるんですけども、そういう10社の中から入札で安い業者がおったということですが、そうした工事の完了した後の受け渡しといいますか、こういう業務も管理課がやるんですか。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 一応この工事につきましては庁舎関係ということですので、私 どもの課が担当します。当然のことながら予算も持ってましたので、検査につきましても私ども の方でやっております。

議長(三重野精二君) ここで暫時休憩をします。再開は2時10分とします。

午後 1 時53分休憩

議長(三重野精二君) 開会前に議長よりお願いをいたしたいと思います。予定時間をオーバーをしておりますので、申し合わせ事項で確認しましたように、自分の意見は控えていただき、質問の要旨のみ簡潔にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

.....

午後2時10分再開

議長(三重野精二君) では、再開します。

さきの質問が残っておりますので、契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 先ほどの小林議員の質問で済いません。ちょっと勘違いしておりまして、治山工事の歳入の分につきましては立ち木の補償金ということでございますので、契約管理課の雑入ということで、25ページの雑入に38万4,000円入っております。それに伴う伐採の委託につきましては29ページの委託費で組んでおります。

以上でございます。どうも失礼しました。

議長(三重野精二君) 次に、3款民生費について。まず、17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 3項の下の、(「ページ数」と呼ぶ者あり)ページ数が38ページです。民生費の生活保護者の各旧町の人数がわかればお知らせを願いたいと思います。それと、これは大分市の話ですけど、10数年前に私、同級生がおって、自家用車を、(発言する者あり)ああ、そういうのはやめます。失礼しました。(笑声)それだけでいいです、もう。(笑声)議長済いません。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) お答えをいたします。

各旧町ごとの人数はということでございます。挾間地域が64世帯、73名、庄内地域で67世帯、79名、湯布院地域は62世帯、70名、合計で193世帯、222名であります。 以上でございます。

議長(三重野精二君) 17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 先ほど課長が生活困窮者というのを言われようったんですけど、 それについて簡単な内容をお願いしたいと思います。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) 生活保護の定義ということでございましょうか、内容につきましては、国が生活に困窮するすべての国民に対し必要な保護を行い、その最低限の生活を保障し、 その自立を助長することを目的とするというものでございます。

議長(三重野精二君) 17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 最低の保障というのはどこが基準ですか。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) 由布市におきましては最低の保障、額というのが定められておりますので、その表に基づいてということになろうかと、大分県も標準になりますけども、大分

県を標準として由布市も基準が定められておりますので、その基準に基づいてということになり ます。

議員(17番 利光 直人君) はい、ありがとうございました。

議長(三重野精二君) 次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 36ページです。民生費第1項の社会福祉費の中の20節旧知 的障害者施設支援費、小松寮関係ということだったんですが、もうちょっと詳しく説明をお願い したいと思います。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) お答えをいたします。

知的障害者施設の支援費650万1,000円の内容はということでございますが、障害者の施設、知的障害者の施設、小松寮、久保更生園、緑の家、そういうものを利用している利用者の増ということでございます。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 人数等もわかるんですか。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) 済いません。そこのところは全員の人数を把握しておりませんので、後ほど資料を差し上げたいと思います。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) こういう方々は事前に掌握されておるんじゃないかと思うんですけど、これは申請なんですか。

議長(三重野精二君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) 年度途中から入る場合もございますし、中には途中退所する方もございます。

議員(20番 吉村 幸治君) はい。

議長(三重野精二君) 次に、4款衛生費について。まず、22番、生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) お尋ねをいたします。

43ページの4款1項4目の委託料についてですが、高齢者インフルエンザの予防接種の委託 業務の内容と実績をお伺いしたいと思います。

さらに、この時期に補正をしてインフルエンザの予防接種の委託にまだ間に合うのか、補正予算の採決は12日ですから、事業の完了はいつなのか、そこら辺をあわせてお尋ねをいたします。 議長(三重野精二君) 健康増進課長。 健康増進課長(太田 光一君) 生野議員にお答えをいたします。

65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の委託料でございますが、年度当初、昨年実績で5,500人を予定をしておりました。ことしは若干インフルエンザの傾向がありまして、約500人程度追加が見込まれましたので、500人分を追加したものでございます。時期的には11月から1月末までの人を対象にしております。支払いが今請求が出てきておりますが、まだ確定はしておりませんが、およそ500人以内でおさまるのではないかなと、そのように思っております。(「後で払うと」と呼ぶ者あり)

議長(三重野精二君) 22番、生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) じゃ今これは未払いということですね。それで、補正で上げたわけですね。そうですか、じゃわかりました。(「どっちが答弁者か」と呼ぶ者あり)

議長(三重野精二君) 次に、17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 先ほど資料をいただきましたので、よろしゅうございます。ありがとうございました。

議長(三重野精二君) 次に、6款農林水産業費について。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 45ページを開いてください。45ページの4目畜産業費の中で、基金繰入金を9万1,000円入れております。歳出の中で、この特定財源を何に使ったのか、説明をいただきたいと思います。

次は、46ページ、次のページで、農地費の委託料、あるいは公有財産購入費で、分筆土地購入が必要なくなったと、用排水路のそれがなくなったということだったんですけども、もっとわかるように説明してほしいんですが。

49ページ、ずっと行って、一番下に河川総務費で岳本水路が特定防衛施設周辺整備等事業補助金 違った。訂正しておわびいたします。

議長(三重野精二君) 農政課長。

農政課長(野上 安一君) 8番、西郡議員の御質問にお答えします。

家畜導入資金の供給事業基金の9万1,000円は何かということでございますが、これにつきましては庄内地域で従来実施されておりました家畜の導入支援事業制度の状況でございますが、合併後、本事業の貸し付けにつきましては中止をしておりまして、17年度に借り入れした分の最終年度までに償還が必要なためにこの処置をとっております。貸し付けに伴いまして、国の利子支援制度、救済がございまして、この利子分について基金をつくっておりましたので、基金からの流入 繰り入れを行いまして、国に償還金について、国に償還をするためにここに計上してるとこです。

以上です。

議長(三重野精二君) 産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) 産業建設部長です。8番議員にお答えいたします。

農地費の委託料並びに公有財産の購入費につきまして、先般の詳細説明では用排水路ということで御説明を申し上げましたが、私の勘違いから農道の用地の誤りでした。訂正しておわびを申し上げます。この農道は挾間町の朴木の堺線の用地で、平成16年に施行された用地ということで、相続が難しいということで、まだ用地の取得ができていないということでございます。現状ではまだ相続関係が解決していないということでございますので、またそれが解決した段階で予算を計上させていただきたいと思っております。

以上です。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 畜産業費では国の償還金に充当ということなんですけども、それ に該当するものがないんですけども、どこを見たらいいんですか。

議長(三重野精二君) 農政課長。

農政課長(野上 安一君) これは財政と協議をいたしまして、国の方から補正予算の前に早急なる支払いをということでございましたので、予備費の方で充当させていただきました。申しわけございません。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 45ページ、今の畜産業費のところの19節の負補交の一番上の競争力強化農業生産総合対策事業補助金、これ満額全部減額をしていまして、実績がなかったというような説明だったと思うんですけども、どういう補助事業で、どうして実績がなかった、申請がなかったのかどうか、どういうそれは、なぜ申請がなかったのかというのをちょっと詳しい事情を教えてください。

議長(三重野精二君) 農政課長。

農政課長(野上 安一君) 1番、小林議員の御質問にお答えします。

これにつきましては庄内地域で予定をされてました事業でございまして、庄内地域のある農家の皆さん、農家ですが、畜産の資料、稲わらが中心でございますが、飼料を確保するための購入のための機械でございます。面積該当が2ヘクタール以上というふうなことで予定をしておりましたが、2ヘクタールが確保できないということで、県のトンネル事業といいまして、ストレートで、そのまま市の予算つけなくて地元に交付する予定でございましたけど、面積該当しないということだったものですから、大変申しわけございませんが、今回全額減額という形の処置をとらせていただきました。

以上です。

議長(三重野精二君) 次に、8款土木費について。まず、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 先ほどは済いません。49ページを開いてください。河川総務費で岳本水路の特定防衛施設周辺整備等事業補助金が適用されず、上の道路新設改良の方に組み替えになっております。その理由について教えていただきたいと思います。それだけです。

議長(三重野精二君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 建設課長です。8番議員さんにお答えいたします。

この財源構成については、岳本水路の改修設計に当たりまして六所線という市道がございます。 その市道の中、縦断方向に水路をつくってほしいということが地元の要望で、そのように設計を しておりました。しかしながら、8月4日の台風に遭いまして、道路の下に縦断方向に埋けると いうことについては非常に危険が伴うというようなことから、地元の要望として住宅地の裏っ側 を開渠で回してほしいというような要望がございまして、それの設計を行いました。

そういうことから、特定防衛施設の交付金として、私どもは比較検討変更だということで防衛と協議を行ったんですが、それは1度全部設計が完了しているので二重設計に当たるというようなことから、それは認められないということになりましたので、今回財源変更という形でお願いしております。

以上です。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 同じ質問だったんですけど、これ今聞いたら、設計って言ってたんですけど、当初予算のときは不動産鑑定料というふうに説明が当初予算書には載っているんですけれども。

議長(三重野精二君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 私ども、小林議員御存じだと思いますが、あそこの水路の上に家が建っております。そういうものの鑑定を行いたいというようなことを計画していたんですが、今回、先ほど申し上げたような災害が起きまして、じゃそれを設計に充当できないかというようなことで、急遽、同じ委託でございますので、設計に回して、局と協議をした段階で、先ほど申し上げたような二重設計に当たるというようなことから、補助該当しないというふうなことになりまして、今回、財源の更正ということでお願いしております。

以上です。

議長(三重野精二君) 次に、9款消防費について。まず、2番、髙橋義孝君。 いいの。次に、17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 51ページの9款の1項4目19節負補交ですけど、先ほど髙 橋議員が詳しく説明をしましたんで重複していますが、ただ1つお聞きしたいのは、基準とかで 条例とか規定とかがあるはずで、ちょっと私も地元の方から聞いたんですけど、そういうことがあって申請したけど、写真撮ったけどだめだったというようなことが、もうちょっと、事前になぜそういう基準とか規定、条例の中でわからなかったんかなと。もういつまでじゃないとだめですよというものがあるんかどうかお聞きしたいと思います。

議長(三重野精二君) 防災危機管理室長。

防災危機管理室長(佐藤 和明君) 防災危機管理室長です。17番、利光議員の質問にお答え します。

基準とか条例とかいう、要項は設けております中で、今回いいます災害は、県の方が被災者住 宅再建事業ということで、補助金ということで2分の1、市が2分の1と、上限が20万円とい うことで出すようになっております。

それで、先ほど髙橋議員のときも申し上げましたように、市が9月に全戸、対象者に対しまして申請書を送って、11月30日までということで期限を切って、差し上げております。

議長(三重野精二君) いいですか。次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 同じところなんですけれども、初め81世帯という把握は、これはどこがしたんですか。

議長(三重野精二君) 防災危機管理室長。

防災危機管理室長(佐藤 和明君) 災害時に、次の日に職員と歩きまして、調査結果をしました。そして、75世帯ということで上がってきまして、そしてあと出る予想がありましたので、9月補正時点では5世帯追加して80世帯と、半壊世帯ということで81世帯計上しております。議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 重複しますけど、やっぱりこっちが81ぐらいはあると思っていたのに、実際は28しかなかったという現実ですね。それはやっぱり行政の不親切としか言いようがないんです。だから、その点をやっぱり反省材料として、こういう大きな減額がないように、ひとつよろしくお願いいたします。

議長(三重野精二君) 次に、10款教育費について。まず、22番、生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) お尋ねをいたします。

5 3ページの 1 0 款 1 項 2 目の 1 3 委託料ですけれども、この引っ越し業務委託の新規 3 5 万円があります。これは特殊な引っ越しであったのか。この程度であれば、職員みずから汗をかいてやることができなかったのかお尋ねをいたします。

それから、この委託料の中に1,000円の減額がずらっとあります。53ページ、54ページ、55ページの予算の欄、ここだけです。減額1,000円が目立ちますが、他の課の予算、1款から9款まで、他の予算は1,000円の減額がないが、補正減額の一貫性をどのように財

政課長は指導しておるのか。ちょっとこれはもう財政課長にお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

議長(三重野精二君) 学校教育課長。

学校教育課長(高田 英二君) 22番、生野議員さんの御質問にお答えいたします。35万円の引っ越し業務の委託料でございますが、この35万円につきましては、さきの12月議会でも御承認いただきました石城西部小学校の閉校に伴うものでございまして、あそこに450キログラムぐらいの金庫がございます。それをちょっと業者の方に頼んで運ぶという形が約21万円、それと、ちょっと大きな備品等がございます。各小学校が足らない分でその辺を運ぶ分、業者に頼むものを委託料として35万円計上してございます。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 生野議員さんにお答えいたします。

減額で1,000円が非常に多いということでございますが、これは財政課としましては各課からの要求どおりに予算を減額しているので、別に財政が こういうことはよろしくないのでございますが、1,000円ぐらいの減額だったら、ほんとはするなと言いたいところでございます。

議長(三重野精二君) 22番、生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) いや、こういうことが一貫性を持ってもらわんと、日本共産党の西郡議員から代表監査委員が痛められたように、非常に困るんです。先般の監査においても、約20万円の ちょっといいかなこれ。20万円ぐらいの備品を買っているんですよ。その中で、当然この品物は買っていいでしょうかと支出負担行為を起こします。見たら、見積書はない、相見積もりがない。あるのは請求書の写しをつけちょる。ですから、私は思わず笑ったんですけど、こういうことが前回の指摘に上がってきたんですから、そこら辺は一貫性を持って、財政課長はきちっとやってください。そうせんと、あっちの人から代表監査委員がやられるんですよ。そういうことですので、よろしくお願いしておきたいと思います。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 60ページの社会教育総務費の19節負補交の3つ目、青少年健全育成市民会議補助金が30万円増額になっております。詳細説明のときに、特別寄附のライオンズクラブが何か寄附してくれたから補助してくれと言われたみたいな説明があったんですけど、その57ページで中学校のブラスバンドの楽器を買うのにライオンズクラブが50万円寄附してくれて、確かに寄附金が入っているんですが、これを寄附してくれたから補助金つけてくれみたいな説明だったんですけど、ちょっと詳しい経緯を教えてください。

議長(三重野精二君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(甲斐 裕一君) 1番議員にお答えいたします。

これはライオンズクラブのたってのお願いで、挾間青少年健全育成市民会議の方に30万円渡 していただきたいという特別寄附でございます。それで、うちの方は出し場として補助金という 形で出させていただきました。

議長(三重野精二君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) そうじゃなくて、寄附金は57ページの方で寄附金をいただいて、 その分を教材用備品購入費で出しているわけですよね。そうじゃなくて、60ページの方でこの 団体に補助金を、年度途中で補助金を出しているのはどういうことですか。

議長(三重野精二君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(甲斐 裕一君) 50万円につきましては、学校の備品だと思います。これもライオンズクラブは学校教育課に50万円、生涯学習課に30万円という特別寄附をいただきました。

議長(三重野精二君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 特定財源に じゃ、50万円の寄附と別に30万円の寄附をいただいていて、それは特定財源に ああ、きょう修正を配られたんですね。わかりました。

議長(三重野精二君) 次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 63ページです。保健体育費、7項の工事請負費、減額89万円となっているんですが、実は12月の時点で湯布院の総合グラウンドにトイレをつくりますということで248万9,000円ほどつけていただいたんです。楽しみにしているんですけどなかなか着工していないと。これをまたここで減額したんじゃないかと思うんですが、この減額は何かと、そのトイレはどうなっているのかということをちょっとあわせて。

議長(三重野精二君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(甲斐 裕一君) この減額は、AEDという機器があると思います。心臓とかを発作的にまた起こす、蘇生するやつ。それとかもろもろの入札減でございますが、さっき議員さんがちょっと指摘されましたけど、山崎の総合グラウンドのトイレにつきましては、今工事にかかっておりますので(発言する者あり)今業者を選定いたしまして、業者の方が早速かかるようにしておりますので、大変おくれて申しわけありませんが、3月いっぱいにはでき上がると思います。

議長(三重野精二君) 次に、11款災害復旧費について。まず23番、山村博司君。

議員(23番 山村 博司君) それでは、もう一点お尋ねをいたします。

6 4ページの災害復旧費2款の公共土木施設災害復旧費の中の19節負担金補助及び交付金の

中の河川等災害特定関連事業負担金362万5,000円、説明では湯平地区と聞いたんですが、 新規事業でありますし、この事業のどのような事業か、それから場所は湯平地区のどこか。私は 小学校の前じゃないかと思うんですが、具体的に説明をお願いします。

議長(三重野精二君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 建設課長です。山村議員の質問にお答えいたします。

この場所については、湯平小学校の前の平成17年の山崩れによりまして起こった災害の復旧 工事でございます。それに付随しまして、そこの場所に市道の平原橋というものがかかっており ます。その平原橋の復旧工事については、上の砂防工事と関連するというようなことから、この 復旧工事を県に委託、協定の上で県に委託をしております。

その過程の中で、あそこの旧の橋を落とすときに通行どめ、奥に人家があって出るところがないというようなことから通行どめができないというようなことから、仮設橋を設置しております。その仮設橋の費用と、あわせて旧橋のけたに、やっぱり同じように簡易水道が添架されておりました。その添架の分についても仮設をする必要があるというようなことから、今回、負担金として362万5,000円の増となったような次第でございます。

以上です。

議員(23番 山村 博司君) はい、わかりました。

議長(三重野精二君) 次に、17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 1項の1目の15節工事請負費、この金額がちょっと1億9,235万円と、この分の金額を、内訳を教えてもらえればと思います。済みません、63ページ。11款1項1目です。15節、農林水産業施設。

議長(三重野精二君) 農政課長。

農政課長(野上 安一君) 17番、利光議員の御質問にお答えします。

これにつきましては、さきの台風の被害の関係でございまして、当初、農地費、農地関係で300件、150万円の推定、それから施設関係で50件の200万円の推定で補正予算をいただいていたところでございますが、その後補正で概算見込みを計上しておりましたが、災害の要件、最低基準が40万円という要件がございました。これ以下の部分がかなり市内で出てきたというのが1点でございます。

それから2点目は、国の災害査定がございまして、この災害査定によりまして減額された部分、 あるいは対象にならなかった部分等が生じまして、最終的に、市内全域で217件、農地関係が。 施設関係で57件でございます。

ちなみに、挾間地域は農地関係が55件に施設関係が10件、庄内地域は134件に施設関係が29件、湯布院地域は農地関係が28件で18件、合計217件の57件。217件が農地関

係、57件が施設、水路等の関係でございます。現在、鋭意各業者に入札が終わりまして、工事 に実施をされているところでございます。

これに伴いまして、かなりの金額が減額されたということで、もう一度繰り返しますけど、大まかには事業に該当しなかった分が出てきたと。もう一点は、国の査定によりまして対象にならなかった分が出たということで、私どもは全調査事案を対象に努力したところでございますけど、そういう事情で今回減額という形で、大変大幅な減額になりましたけど、そういう事情でございますので、御理解をいただければと思います。

議長(三重野精二君) 17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 農林課長、その書類は上がったときに、その書類を審査するときに、もうそれぐらいのものは当初から大体上がったときにわかるんじゃないですか。もうこれは対象にならんよとかなるよとかいうのは。そうするとこういうような件数にはならんのじゃないですか。その辺について。

議長(三重野精二君) 農政課長。

農政課長(野上 安一君) 先ほどの住宅災害じゃございませんけど、災害対策本部におきまして各振興局が中心になりまして災害予定地の調査を全部把握しました。その時点では金額までを把握しておりませんで、補正予算の時期と災害件数で概算を出していった関係でございます。その後、件数に基づいて概算の設計をつくっていったというようなプロセスがございますので、補正予算段階で件数に対して見込み、事業費を計算をしていったということで、のために最終的に事業費が出てきた段階で40万円以下になった事業がかなりふえたと。と、国の査定によって削られた部分がふえたということでございます。

議員(17番 利光 直人君) 先に事業費を出したのが結局300件というのを出して、それに150万円掛けたと、農地については。それがこういう金額に膨らまったということですね。 はい、わかりました。

議長(三重野精二君) 次に、12款以降、その他について。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 68ページを開いてください。最後のページです。

ここで職員給与明細書について説明があります。職員手当、給料とも事業精算等による減額と いうのが、前回もわからない説明だったんですが、今回もよくわからないんですけれども、わか るように説明していただきたいんですが。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

今の補正予算の中で、8款、11款あたりで職員の給料、職員手当等々の減が見られたかと思います。これにつきましては、補助対象事業になった本体工事が入札にかけます。それが入札で

例えば5%減、10%減というような形になりますけれども、この補助対象事業になった本体工事のほかに事務費とか工事雑費とかいうものが一定の率で補助対象として認められます。頭の本体工事が入札で減になれば、当然その率に応じて事務費も減になりますし工事雑費も減になるということで、ここで減額させていただいております。

よろしくお願いいたします。

議員(8番 西郡 均君) はい、わかりました。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

. .

日程第22.議案第20号

日程第23.議案第21号

議長(三重野精二君) 次に、日程第22、議案第20号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について及び日程第23、議案第21号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題として質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

•

日程第24.議案第22号

議長(三重野精二君) 次に、日程第24、議案第22号平成19年度由布市簡易水道事業特別 会計補正予算(第2号)についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) もう訂正の文書が配られているので、もういいです。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

.

日程第25.議案第23号

議長(三重野精二君) 次に、日程第25、議案第23号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題として質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

. .

<u>日程第26.議案第24号</u>

議長(三重野精二君) 次に、日程第26、議案第24号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) これも既に訂正の文書が配られているので、いいです。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第27.議案第25号

議長(三重野精二君) 次に、日程第27、議案第25号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、二宮英俊君。

議員(11番 二宮 英俊君) 11番、二宮です。この売上収入の減額がかなり大きいんですけれども、当初の見込みを大きく立て過ぎたのか、何かほかの要因があってこんなに減額になっているのか、その点についてお尋ねしたいんですが。

議長(三重野精二君) 健康温泉館長。

健康温泉館長(佐藤 和利君) 健康温泉館長です。11番、二宮議員にお答えいたします。

平成19年4月から20年の1月までの10カ月分の実績と、決算見込みを検討し、入浴料、 雑収入で減額が生じ、会員券売上では少しの増額になりました。それで、合計三角の381万 2,000円の減額と。二宮議員の指摘のとおり、19年度の当初予算で積算見込みが過大であったと。それが主な理由でございます。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第28.議案第26号

議長(三重野精二君) 次に、日程第28、議案第26号平成19年度由布市水道事業会計補正 予算(第3号)についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 補正予算書の2ページですか。第4条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるということに書いて、また実施計画の中で4ページですか、債務負担行為補正と書いています。補正というのは要らないんじゃない。

7ページを開いてください。7ページに消火栓の建設受託で、資本的収入、新たに5万3,000円上げているわけなんですけれども、湯布院地域の 75というのはわかるんですが、挾間地域の従来からあった施設だからしようがないんかと思うんですけど、 40というのは消防団の口径とも合わないし、どういうふうになっているのか、そこら辺について説明していただきたいんですが。

議長(三重野精二君) 水道課長。

水道課長(目野 直文君) 水道課長です。8番議員さんにお答えをいたします。

債務負担行為なんですが、4ページでございますが、補正の字句を削除をお願いいたします。

先ほどの消火栓、7ページでございますが、消火栓でございますが、本来の65、75の消火栓は本管が75以上でないと75の消火栓はついておりません。配水本管の40、50といいますのは小型消火栓といいまして、それに見合った40、50の消火栓しかついておりません。浄水しかず簡易水道もほとんどが40、50の本管が多いところがございますので、そういうところには40、50の消火栓しかついておりません。

以上です。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) これをやると、口径の交換機でやるわけなんですけれども、全部 引き抜いてしまうんですけれども、そこ辺は防災危機管理室あるいは消防本部等はどういうふう に考えているのか。両者からお尋ねしたいんですが。

議長(三重野精二君) 消防長。

消防長(二宮 幸人君) 消防長です。8番、西郡議員にお答えをいたします。

由布市内にはかなりの40ミリ、50ミリの消火栓が存在しております。その地域については 非常に水利の便が悪いというようなところが大半でございますけれども、我々消防本部としては、 その消火栓をやはり頼りにするというところがございます。その消火栓を直接ホースでつないで、 火点、いわゆる建物に火を消すということでなく、やはり消防車に補水をしていただくという観 点からは、非常に我々消防本部としては重要視しております。

以上です。

議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第29.議案第27号

議長(三重野精二君) 次に、日程第29、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に、通 告順に行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。まず、22番、生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) もうわかりました。

議長(三重野精二君) 次に、15番、佐藤人巳君。

議員(15番 佐藤 人巳君) もうわかりました。

議長(三重野精二君) 次に、8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) いや、わからないんでお尋ねします。

鑑を開いてください。地方自治法を書いているわけなんですけれども、地方自治法の法根拠を

やっぱりきちっと明示するというのはもう申し合わせで、去年、おとどしですか、確認したことだったというふうに思います。それで、予算書の冒頭ですので、議長の許可をきちっと受けて差しかえをお願いしたいと思います。

2つ目は、3表の地方債、何ページですか、11ページを開いてください。これが当初予算と補正予算の書き方が違うんですけれども、当初予算のときは合計欄がこのように書いて、補正予算のときはもう合計欄が一番下に線が入っているんですけれども、一番下に線が入るというのが正しい書き方だと思います。余り固執せんで、素直に補正予算と同じ統一した様式で書くようにしていただきたいと思います。

それと、予算書全般で、去年まで湯布院方式で数字がどっとん飛んでいたんですけれども、ことしは何かびっくりしたんですが、1、2、3、4、5、6が順番どおり並んでいるんですね。要するに飛びがないんです。何か湯布院の方式のテーブルは変更はできんみたいに言いよったようにあったんですけれども、その辺がきちっとなっているんで、議員の中には、いや飛びでも湯布院方式の方がいいという人もいたんですけれども、そこ辺がどうしてこっちの言うとおりになったんか、よく理解できないんで(発言する者あり)質問にならんかね。

議長(三重野精二君) 簡潔にお願いします。

議員(8番 西郡 均君) まあいいです。27ページを開いてください。27ページの財産 収入で駐車料の貸し付け料というのがあります。285万1,000円、私の見間違いだと思う んですけれども、充当先がどこか教えていただきたいと思います。

次のページ、28ページを開いてください。28ページの1,000円ですけれども、繰入金で介護保険特別会計繰入金1,000円というのがありますけれども、どこに入れているのか。ちなみに、その下の財政調整基金2億円というのは一般財源扱いをしておりますよね。しかし、説明では国体に1億8,000万円充当したというふうに説明をしております。それとの関係で、同じ一般財源扱いなのかどうか教えていただきたいと思います。

30ページの雑入の宝くじ収入800万1,000円の充当先、これも私が見損なっているんかわかりませんけれども、教えていただきたいと思います。

3 1ページの雑入の最後の方に、総務課(消防)というふうに書いています。消防本部のことだったらきちっと総務課で括弧して消防なんか書かずに、消防本部というふうに書くべきじゃないかと思うんですけれども、この5万円というのが一体どういうものなのか教えていただきたいと思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 8番議員さんにお答えいたします。

まず、冒頭の第2条地方自治法第214条の後に(昭和22年法律第67号)が抜けていたのは、大変申しわけなく思っております。これは、訂正いたしまして、また各議員さんにお配りしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それから、地方債ですが、合計欄、合計の上の線がずっと右までいって、起債の方法と利率の間の部分の下をとって、利率と償還方法の間をとるのが正しい方法ではなかろうかと思っております。これも一応また新しいのをお配りしたいと思っております。

次に、財産貸付収入の駐車料用地貸し付け料はどこに充当しているのかでございますが、これ は一般財源化をいたしております。

それから、介護保険特別会計繰入金の充当先、これも一般財源となっております。

それから、財政調整基金繰入金は、一般財源として取り扱うのかということでございますが、 一般財源として取り扱っております。

それから、雑入の宝くじ収入の充当先、これも一般財源扱いをしております。

それから、雑入、総務課(消防)は、消防本部と書けないのかとなっておりますが、雑入の他の科目に倣い、消防本部総務課を略して科目の設定をしていたので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 最後の説明のところだけが納得いかないんで、理解できないから、 消防本部ときちっと書くようにすべきだと私は思いますので、再度そのように検討していただき たいと思います。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) そのようにできれば、消防本部と書くのがかえってわかりやすいか と思っております。できたらそのようにしたいと思っております。

議長(三重野精二君) 次に、12番、藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 12番、藤柴厚才です。24ページの6款2項県補助金の総務 費県補助金の電源立地対策交付金1,161万7,000円は、どの地域に使われ、どんな事業に 充当するのか、お聞きをまずしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 藤柴議員にお答えをいたします。

今、予算化されているものにつきましては、挾間地域が消防団の積載車の購入、それから庄内 地域が市道庄内中学校線の側溝改修工事のこの2件でございます。湯布院地域につきましては、 補正対応でお願いをさせていただきたいと思っております。 以上です。

議長(三重野精二君) 12番、藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) この電源立地対策交付金は、前回だったと私は認識しているんですけれども、近いうちにこの交付金制度がなくなるというようなことをちょっと私記憶をしているんですけれども、そこら辺、確認をしたいと思うんですけど、どうでしょうか。答えだけでいいです。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 交付金の要綱、制度等が変わる予定でございます。平成22年までは今のままでいくんですが いや21年度までです。大変済みません。21年度までは今の制度でいきますが、22年度からは由布市では庄内地域のみというふうに変わる予定でございます。(発言する者あり)大変どうも済みません。ちょっと間違いました。22年までは現行のままです。それから、23年度が庄内地域のみということです。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 27ページ、先ほどの駐車場用地貸し付け料なんですが、詳細説明のときに、これ新規に上げて、職員の駐車場代だというようなことの説明があったようなんですけれども、新たに職員から駐車場料を取ることにしたのか、そうではなくて、多分平成19年度の当初予算では土地建物貸し付け料の中に一緒に組んでいたのかなと思うんですけど、項目だけ別に新たに出したということなのかどうか。

それと、今回の定期監査の報告書の中に、職員の駐車場料収入については所管課の検討を求めたというふうな報告がありましたが、どういう検討をされてどういう結果がここに反映されているか、教えてください。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。議員さんの御質問に対してお答えをいたします。

27ページの駐車場用地の貸し付け料でございます。285万1,000円なんですが、議員 おっしゃるとおり、前年は土地建物貸し付け収入の中に入ってございました。そういう中で、本 年度は監査委員の御指摘もあり、見てわかるように、駐車場用地貸し付け料につきまして分けた というような形で、今後、駐車場用地貸し付け料につきましては総務課の方で担当するというこ とに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

議長(三重野精二君) 次に、20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 22ページです。国庫補助金の1目の1節特定防衛施設周辺整備事業補助金3,530万円ですが、本来、大体6,000万円から7,000万円の金額が周辺

整備事業の補助金ということで予算化されていたと思うんですけれども、これはちょっと少ないようにあるんですが、その予算要求が少なかったのか、その辺のいきさつを含めて説明をお願いしたいと思います。

議長(三重野精二君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 振興局長です。調整交付金の額ですけれども、ことしも、 20年度も通常どおり交付される予定です。ただし、事業決定がまだ未定ですので、いわゆる事 業を決定した分だけここに上げているというふうになっております。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 事業内容がわかりますか。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 事業内容につきましては、建設課長、よろしいですか。

議長(三重野精二君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 建設課長です。吉村議員の御質問にお答えいたします。

20年度の当初予算として事業決定を見ておりますのは、由布院駅前線の中央通りの路線測量設計委託、それから六所線の津江橋のかけかえ工事に伴います仮設橋の設置と、この2つの事業を見込んで予算化をお願いしております。

議長(三重野精二君) 20番、吉村幸治君。

議員(20番 吉村 幸治君) 由布市になって2年以上過ぎたわけですけど、やはり周辺ということはやっぱり旧湯布院町を指しておるわけですか。それには変わりはないんですか。その辺はどうですか。

議長(三重野精二君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 字のとおりだと思います。演習場の周辺ということで解釈を しております。

議長(三重野精二君) これで歳入についての質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は15時20分とします。

.....

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

議長(三重野精二君) 再開します。

歳入の質疑漏れがありましたので、これを許します。生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) まず最初に、学校教育課長の高田課長、生野でございます。よう覚えとってください。先ほどはヒノ議員と言われたんで、生野でございます。

それでは、お伺いをいたします。27ページの16款3項6目1節です。教育委託金の

300万円でございます。この事業が問題を抱える子供等の自立支援事業、これは正式な名称なのか。その内容について。

それと、問題を抱える子供がこれは問題じゃないかと思うんですが、どういう問題なのか。この予算書に載せるのに名称の配慮はできなかったのか。問題を抱える子供ちゃどういうことですか。きょうは後ろに子供がおらんからいいんですけれども、どうもこれをまともに受けがたいんです。問題を抱える子供。ですから、どういう支援事業なのか、詳しく説明をしてください。議長(三重野精二君) 学校教育課長。

学校教育課長(高田 英二君) それでは、22番、生野議員さんの御質問にお答えいたします。 問題を抱える子供等の自立支援事業という事業でございますが、これは昨年度19年度、20年度の継続事業で、国からの、県の支出金で教育費の委託金という形で来ております。内容につきましては、いじめ、不登校の未然防止、それから早期対応による自立支援を主なものとしております。

事業的には、今湯布院庁舎の前にコミュニティセンターがございますが、そこの2階にコスモスという形で適応指導教室をつくっております。そちらには委託で芝野先生、前校長もなされた方でございますがおられます。それから指導員として鈴木さんという方が勤めておりまして、今現在、2名ほどまだ不登校の感じのある生徒が通って、学校に行けるような環境づくりをして、今養っているような状況でございます。

それから、挾間町の方にもう一つ、スクールカウンセラーとして梅野先生を雇用してございます。

そういう形で、いじめ、不登校の早期対応としてスクールカウンセラー並びに教育相談等を行いながら実施する事業でございまして、県の300万円の2カ年事業でございます。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 22番、生野征平君。

議員(22番 生野 征平君) 一番心配するのは、問題を抱える子供といいますと、かえって 大人が子供を追い込むんじゃないかとか、子供に色がついてしまうんじゃないかと、そういう心 配もありますし、そういうことはできるだけ子供に配慮しながらそういう事業をやってもらいた いと思っております。

今、19年度の実績は2名ですか、不登校は。これは不登校だけで、その他ほかの問題はもうないわけですか。

議長(三重野精二君) 学校教育課長。

学校教育課長(高田 英二君) 不登校は全体でいいますとまだ多うございます。年間30日以上欠席の児童でございますので、特に小学生については全市で二、三名という形ですが、中学生

がまだ多うございます。その辺の実態把握等をつかみながら相談していくわけでございますが、 なかなか遅々として進まないのが現状でございますが、これからもその対応について指導してい きたいと思っております。

議員(22番 生野 征平君) わかりました。

議長(三重野精二君) 次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。最初に、15番、佐藤人巳君。

議員(15番 佐藤 人巳君) 最初に、37ページ、15節の工事請負費、説明の中で、何か 代替温泉、温泉掘削の説明があったかと思うんですけど、それを詳しく説明してください。

37ページ、6目13節再チャレンジ定住促進事業、これはどういう事業なのか説明をしてください。

それから39ページ、9目14節、ここの工事費も代替掘削と聞いた記憶があるんですけど、 先ほどの37ページとダブっている面があるかと思います。それでもう一度詳しく説明してくだ さい。

それと40ページ、11目8節交通災害加入推進費34万円、これはどこに推進費として上げるのか、説明をお願いします。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 契約管理課長です。

それでは、37ページの15節工事請負費2,912万円についての御説明をさせていただきます。これにつきましては、先般、うちの部長からも説明があったと思いますが、工事請負費の中には実際2件ほどございまして、1つが湯平の共同浴場に配湯しております中鶴2号線の代替掘削の工事ということでございます。これにつきましては、硫化水素ガス等が噴出しておりまして、それに伴いまして揚湯管あるいはケーシング管が腐食してきたということで代替掘削を行うものでございます。

それからもう一点は、湯平のテレビ中継所がございますが、こちらが、これの作業道、進入路がもうかなり傷みがひどくなっておりまして、これに伴う改修工事をやるということです。

温泉の概要につきましては、100ミリの口径で深さ350メーターということで、先ほどお話ししましたように、硫化水素ガス等が噴出しておりますので、材料につきましては一般的な管じゃなくて、ステンレス管をしようということで、金額的に若干高目となっております。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) お答えいたします。

39ページの工事請負費3,790万円のうちの3,000万円、これは下湯平共同温泉の代替

掘削でございます。平成9年度、10年度で、旧湯布院町のときに事業を整備いたしまして、11年の5月から地元に、温泉、それから共同温泉の管理をしてまいりましたが、17年、18年にかけまして地下の崩落によりまして湯量が低下いたしました。それに伴いまして、18年の11月に休館をしてございます。その後、地元からの強い要請もございまして、それから合併して蓑草地区の方々も一緒になりまして、代替掘削をして再開をしてほしいということで、一応計画では800メーターの深さでの掘削を予定してございます。以上です。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 37ページの再チャレンジ定住促進事業でございますが、この事業は、定年を迎える団塊世代に対する事業でありまして、まず、市内に在住する団塊の世代の方につきましては、市内団体NPO等との交流機会等を設けてやる事業、それから県外におる方については、情報発信をしていきたいと。そういうものを市内のNPO等々にその事業を委託してやっていきたいと、そういうふうに考えております。その事業でございます。

議長(三重野精二君) 防災危機管理室長。

防災危機管理室長(佐藤 和明君) 15番、佐藤人巳議員の質問にお答えします。

40ページの11目の8節の34万円の件ですが、これは交通災害加入推進費でございまして、 ことしは8,500人予定をしております。それを加入者を全部自治区に分けまして、1人当た り40円ということで、各自治区に配付するものでございます。

議長(三重野精二君) 次に、7番、溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) 済みません。1点だけ。37ページの6目13委託料で、コミュニティーバスなんですけれども、予算は置いておいてでも、このコミュニティーバス、シャトルバスも含めて、ルートとかダイヤ改正の大幅な変更は今後あり得るのかどうか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 溝口議員にお答えをいたします。

コミュニティーバスの運行につきましては、20年度については、19年度に対しまして大幅な変更はございません。ただ、19年度中に休止になりました龍原線の運行開始等をやっていきたいと思っております。

それから、その他今走っているコース等につきまして、地元からの少しコースを変更してもらいたい等の要望があった地域についてはコースを一部変更、そういうものになっております。基本的には19年度と変更はございません。

議長(三重野精二君) 7番、溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) シャトルバスですけれども、今庄内で2つに分割されているんで

すけれども、いつごろこれが湯布院発医大行きというダイヤができるんでしょうか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) このシャトルバスの運行については、このバスの形態といいますか、利用につきましては、あくまでも運行バス全体の事業費等々もありまして、今スクールバスで走らせているそのバスを、その空き時間に対してそういうシャトルバスに利用をしているということになっておりまして、湯布院から庄内までが亀の井、それから庄内から医大までが大分バスと、そういうふうにどうしてもスクールバスの関係で、1回そこで切れなければならないという運行の形態等がありまして、今はそういう形にしております。

これを、どうしても利用状況等が非常に少ないような状況の中で、これをタクシーとかその他 のものに切りかえた場合には、大幅な経費がかかるということの中で、その辺について今検討を しているような状況でございます。

当面の間は今のような形態のまま運行をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

議長(三重野精二君) 7番、溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) たしかこのシャトルバス運行開始のときに説明で、将来は実績が積まれれば将来は1本ですっと行けるんだと、湯布院と医大が結ばれるんだというふうな話を伺ったんですけれども、ほんとにこれを実現しないと市民の足としての背骨の部分に当たるものですから、俗に2倍の料金を、1回おりますから、2倍の料金を払うようなことにもなっておりますので、ぜひともこれは計画の中にしっかりと盛り込む必要があると思うんですけれども、やれないものなんですか、やれるんですか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 先ほど言いましたように、そういうふうになりますと大変な経費がかかるということで、当面は今のままで運行させていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長(三重野精二君) 次に、25番、丹生文雄君。

議員(25番 丹生 文雄君) 丹生です。38ページをお開きください。7目の電子計算費ですが、13節の委託料、電子計算機保守2,620万3,000円、これ電子計算費の予算に対する占める割合は大体50%ぐらいなんですが、もう毎年こういうふうに上がっておると思います。勉強不足で大変申しわけないんですが、その中身について教えていただきたいというふうに思います。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 丹生議員にお答えをいたします。

電子計算機の保守の費用でございますが、この2,620万3,000円につきましては、住民 基本台帳とか税関係のシステムによるサーバー等の機種の保守、それからシステム運用の費用等 に充てております。

もう一つは、各職員が持っておりますパソコン等の保守、それから各課に配置をしております プリンターの保守、そういうものの保守の費用でございます。

議長(三重野精二君) 丹生文雄君。

議員(25番 丹生 文雄君) 職員は1台ずつ持っておるということで理解してよろしいですか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) はい、職員は1台ずつ持っております。

議長(三重野精二君) 次に、17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 37ページの1項6目19節、この負補交の中の自治区活動補助金が190万円上がっておりますが、これどういう活動でどういう仕分けの仕方をしているのか、内容をできたら教えていただきたいんですが。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 利光議員にお答えをいたします。

自治区の活動補助金の190万円でございますが、この事業は由布コミュニティー底力再生事業という事業に使わせてもらっております。この事業は3年間活動していただいた地域に助成をするという形で、それに要する費用でございます。

議長(三重野精二君) 17番、利光直人君。

議員(17番 利光 直人君) 先ほど二宮課長が言われていたさっきの歳入のところだったですか。コミュニティーのやつを金を返しよったですが、返還しちょった金があったんですが、先ほどの質疑の中で。底力再生事業で。あれとこの整合性はどげえなるんですか。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) それは19年度の補正の中で、やはりこの事業のために地域活性化センターに事業の申請をしておったんですけど、それが採択されなかったということで、19年度については減額をさせてもらっております。

議員(17番 利光 直人君) 本年度上げたということやね。はい、わかりました。ありがとうございました。

議長(三重野精二君) 次に、12番、藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 12番、藤柴厚才です。

先ほど溝口議員が質問した項目とちょっとダブるんですけど、補足、私の聞きたいところもち

ょっとありますので、ちょっとダブるかもしれませんけど、よろしくお願いいたします。

37ページの2款1項の総務管理費の中の企画費の委託料、コミュニティーバスの運行でございますけれども、昨年は、さっき補正のときに山村議員が言われましたけれども、500万円減額して4,238万9,000円ということで、補正後はそういう金額になっておりますが、今年度はそれをまだ下回りまして、3,853万9,000円ということで、経費節減の中で費用はこういうふうに400万円ぐらいまた、補正からまた400万円減ということで、先ほど総合政策課長の話では、路線の変更はないと、従来どおりの運行でやりたいということで、これだけの減額がありながらも運行が従来どおりできるという根拠はどこにあるのか、お知らせを願いたいと思います。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 藤柴議員にお答えいたします。

ことしの予算の見積もりにつきましては、それぞれバスを運行してもらっておりますバス会社、 それからタクシー会社等々に見積もりをいただいております。その中での予算として計上しても らっております。

ただ、タクシー協会の方のものにつきましては、メーター料金等を基礎にして見積もりをいた だいております。その積み上げがこの金額になったということでございます。

議長(三重野精二君) 12番、藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 今の課長の話を聞いておると、要は予算はどうにでもなると。 ほんとに切迫した予算、限られた財源の中で福祉対策としてコミュニティーバスあるいはまたそういうシャトルバスを運行するにあたり、もうちょっときちっとした予算計上をしていただきたい。我々そういうことの、とにかく計上すれば何でもできるんだというそういう姿勢が、私は今感じられましたので、強くその点、今後運営にも、少ない予算でも皆さん方に、市民の皆さんに利用ができるような運行方法を十分に考えていっていただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

議長(三重野精二君) 次に、9番、渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) 34ページをお開きください。2款1項2目11節印刷製本費がありますが、これ湯布院地域の方のあれなんですけれども、自治区に入ってないところには多分配付されてないと思います。それで、市内の実世帯数に対する自治区配付数というのは大体どのくらいあるのかと、入ってない自治区に対しての情報の提供をどのように考えているのかということと、課長の顔を見るたびにいつも言うんですけど、穴ほいでと、市報に穴をほいでいただきたい、とじやすいようにという市民の声でございますので、よろしくお願いします。

それと、2款1項3目13節委託料新規とありますね。これをわかりやすく、どこに委託する

のか、こういうのを職員でできないのかなと思ったので、ちょっとお聞きしたいと思います。 議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 渕野議員にお答えをいたします。

市報の配付でございますが、今、市内の世帯数は約1万5,000世帯ぐらいあるんですけど、自治会、各自治委員さんに配付をしているのが約1万2,500程度です。残りの世帯については、福祉施設とかグループホーム等々があろうかと思います。そういうところにはそういう施設の方からどのくらいそこに配付をしたらいいのかということをもう事前にお伺いしております。その数を配付をいたしております。その他に、自治会に入っていない方等があろうかと思いますが、その方等につきましては各振興局の方にいつでも持っていっていただくように、何十部か振興局の方に常に配置をしております。

それから、市報に穴をほいでいただきたいということなんですが、渕野議員の方から再三お願いをされておりますが、19年度については、当初の業者にお願いするときの仕様書にその穴ほぎの件については仕様の中に入っておりませんでした。年の途中でそれをお願いするということはできなかったもんですから、20年度からはその仕様の中にその穴をほぐということも入れていきたいと思っております。これについては業者の方についても、これは非常に手間がかかって経費もかかると、そういうことも今聞いております。

議長(三重野精二君) 9番、渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) ありがとうございます。例えば湯布院町に家を建ててこられて、 自治会がない団地といいますか、そういうときには家を建てるときとかそういうときに自治区に 入ってくださいとかいう指導はなされないんですか。

議長(三重野精二君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 湯布院振興局長です。窓口で必ず自治会加入のお願いの用紙 を渡しております。

議長(三重野精二君) 9番、渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) それでもやっぱり入らない人が多いということなので、一応質問されたときに、やっぱり自治区に入ってないと配れませんというふうな形で私も言ったんですけれども、そういうのをやっぱり強く促していった方がいいかな、ごみの問題もありますしと思いました。

それから、穴ほぎですけれども、これは市民の方がインタープリンツさんに電話して穴をほいだらそんなに予算がかかるって役場の人は言ったんだけど、かかりますかって聞いたら、そんなに予算的には余りかかりませんというふうに言われましたと言われました。私も視察に行ってその仕様を見せてもらったんですけど、どこもやっぱり穴をほいでいるんです。やっぱりとじて記

録に残したいという思いがあるもんですから、やっぱり穴ほぎはぜひ、20年度からしてくださるということなので、それは楽しみに いいんですよね、しています。いいんですか、政策課長。穴ほぎ。

議長(三重野精二君) 総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) できるだけそういうふうにやっていきたいと思っております。

議長(三重野精二君) 9番、渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) ぜひ、これ市民が直接役場の方にお電話をしてちゃんと言ってま すので、しっかり実現していただきたいというふうに思っております。

それから35ページの件を、まだ委託料のことは聞いておりませんのでお聞きしたいと思います。財務諸表作成支援業務委託料です。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 9番議員さんにお答えします。

財務諸表作成支援業務でございますが、各会計ごとに今度21年度に向けまして新公会計制度ができます。それを連結するための業務委託でございます。(発言する者あり)これはできません。

議員(9番 渕野けさ子君) どこに委託するの。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 地域科学でございます。

議長(三重野精二君) 9番、渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) 地域科学というのは、他の市町村もそこにやっぱり集中的に、専門のところですか。

議長(三重野精二君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 大分県内ほとんど地域科学にお願いしているようでございます。

議長(三重野精二君) 次に、5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) 大変お疲れでございます。四、五点あります。

ページが37ページで、14節の使用料及び賃借料の敷地料が301万6,000円、これは詳細説明では湯平温泉の部分と由布院駅舎と聞きましたが、内容と面積と算出根拠をお願いします。

それから、その下の19の負補交で、貸し付け地元交付金102万2,000円です。この分のやはり内容と根拠。

それから、その下の湯平温泉維持管理費の事業内容です。

それから、39ページの、先ほどもございました。15節の工事請負費のここの地区の温泉を

掘る。これは私結構と思うんですが、その後の運営方法は地元とどう解決して、スムーズに移行ができるのかと、その点をお聞きします。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) それでは、5番、佐藤郁夫議員の先ほどの質問について御説明いたします。

まず、37ページの賃借料の敷地料301万6,000円についてでございますが、これにつきましては挾間のサイレン塔の借地料ということで、場所は2カ所ございます。挾間の谷と来鉢です。それぞれ5,000円ずつで1万円払っております。

それから、JR向之原駅の駐輪場です。自転車、バイク等をとめる駐輪場の借地料ということで、これが1万2,000円、それから挾間のそこのガソリンスタンドの向こう側の龍祥寺の敷地料ということで、これは忠魂碑がございます。これのためで、1万円払っております。

それから湯平温泉の泉源用地ということで、この分が27万円払っております。

それから南由布駅の、同じくJRの南由布駅の駐輪場ということで1万円払っております。

それから、これ一番この中で大きいんですけど、湯布院の庁舎の職員駐車場ということで、小学校の体育館の裏側に駐車場がございますが、湯布院庁舎に勤務している職員の駐車場ということで、この分が270万円、内訳とすれば、1台3,000円の75台分ということの分の年間分でございます。

あと湯布院の郵便局にインターネットの関係で端末を置いております。その分の借地ということで4,000円で、合計301万6,000円となっております。

続けていっていいですか。それから、19節の中で、負補交の中の貸し付け地元交付金の120万2,000円についてでございますが、これにつきましてはすべて湯布院地域のものでございます。100%の交付と90%分の交付というのがございまして、まず100%の交付分でいいますと、OABのアンテナの用地ということで2万6,000円ほど、それからNTTドコモの同じくアンテナの基地局の用地ということで8,500円程度、それから同じくやっぱりドコモなんですが2万9,000円、約3万程度アンテナの基地局ということで、ドコモで2つ出てきましたのは、支払い先が1つの分については、8,500円につきましては並若の財産区というところに支払いをしております。それから、同じドコモの2万9,000円程度の金額のアンテナ基地局については、同じく並若の、今度は財産区じゃなくて牧野組合というところに払っている関係で、それぞれ2つに分かれております。

それから、九州電力の鉄塔用地ということで3万2,000円、これは湯布院の川西の上津々 良の原野委員会というところに支払っております。この分が、100%分が約9万6,000円、 それぞれの財産区なり牧野組合等に払っております。 それから、90%の交付につきましては、携帯電話のauの無線基地ということで12万8,900円、これが入ってきますが、これの90%ということで11万6,000円、乙丸牧野組合というところに払っております。

それからJフォンの同じく携帯のアンテナ用地ということで1万円程度、乙丸の牧野組合、それからNTTドコモ、アンテナの基地用地ということで8万5,000円、乙丸の牧野組合です。それからJフォンの分で川西の小ケ倉組合に3万7,000円程度払っております。それから、同じくJフォンで、上津々良の原野組合に3万4,000円、それから個人的にいただいている林道の作業道ということで1,100円ほどいただいておりますが、それの90%分ということで、佐土原の植林組合に990円払っております。それから、一番大きいんですが、福岡の防衛施設局から飛岳のふもとにあります中継地、この分で91万2,000円程度入ってまいりますが、これの90%分ということで、並若財産区に82万1,000円払っております。いずれもこの100%、90%につきましては、入会権の入った用地ということで交付するような形になっております。

それから、最後に19節、150万円ですか、湯平温泉の維持管理費ということで補助金を出しております。これにつきましては、湯布院のときから、湯平温泉の維持管理につきましては管財係の職員が1人っきりで、1人分かかりっきりというような業務で、大変これに時間もかなりとられていたんですが、そういうことから、当時の町と湯平区の代表の方とで協議を重ねてまいりまして、平成14年から地元に管理をお願いするということで覚書を交わしております。管理委託の内容につきましては、この中鶴2号線の泉源から各共同浴場までの配管の管理、それから浴場の清掃、トイレですね。それから浄化槽の維持管理等が主な委託内容になっております。

一応今の3点についての説明は以上でございます。

議長(三重野精二君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 湯布院振興局長です。幸野の下湯平の温泉の掘削の管理のことについてお答えいたします。

関係する自治区幸野自治区、小平自治区、畑自治区、水地自治区、それから庄内町の蓑草自治区、この各自治区から要望書が出されておりまして、湯量が確保されて共同温泉が再開されたならば指定管理者の制度を活用して自分たちで運営をしていきたいという申し入れがあっております。

議長(三重野精二君) 次に、18番、久保博義君。

議員(18番 久保 博義君) 18番、久保です。2件ほど通告をいたしております。

1件目が、37ページの2款1項6目19節の自治区活動補助金190万円ですけれども、これは先ほど同僚議員の質問がございましたので、省略させていただきたいと思います。

もう一点の2款1項9目19節、39ページですけれども、地域活力創造補助金577万円ですが、これの19年度の事業実施内容と、それから本年度の計画についてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 挾間振興局長。

挾間振興局長(後藤 巧君) 久保議員にお答えをいたします。

平成19年度の実績でございますが、ほとんど200万円の割り当てを消化をいたします。平成20年度につきましては、全額補助金で予算計上いたしております。今のところまだ1団体の申し出が出ている程度でございます。

庄内振興局長(大久保眞一君) 庄内振興局ですが、庄内振興局では、畑田地区の自主防災組織等5つの事業を上げておりまして、市の補助金としては152万4,000円ということになっております。

それから、20年度の事業につきましては、今のところ1地区、自主防災組織を立ち上げたい という地区がございますので、その地区を予定をし、そのほかはまだ未定でございます。

議長(三重野精二君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 湯布院振興局長です。19年度の活力創造事業の事業内容ですが、皆さん御存じだと思いますが、ツールド湯平が開かれまして、このツールド湯平の初回の立ち上げの経費、それからNPO法人風の原っぱ、子供、家庭、社会の中で目立たない子供たちを支援するというフォーラムの開催のときの経費、それから、川西地区の奥江地区ですが、奥江の郷を再生する事業ということで、炭窯等をつくりまして、今再生にやっているという、地域挙げての事業。それから、塚原高原ですが、塚原地区で観光案内統一版の実験、永久的なものでなくて、看板、それから観光案内をどうしたらいいかという実験をやろうということで、それについての経費、それから川西地区全体で昔ありました堰の元の祭りという、これを再生復活させようということで、それに伴います経費、一部です。すべて個人負担があります。その部分の経費を一部ずつしています。

それから、もう一つまだ未確定ですけれども、金、土、日で行われました風の食卓祭ということで、もしこれが私どものあれで該当になればということで、これでほぼ200万円予算が完了といいますか、消化する予定になっております。

それから、20年度につきましても、今私が申しました6つの事業、それから18年度にも行いました湯の坪とかいろんな地区のお母さん食堂であるとか、そういうふうな同じような事業の中を今からまたその200万円の中でやっていきたいと。

それから、こういって今、ちょうど去年とことしで10件ほどありますが、これについて継続

が必要であるという部分があろうかと思います。その分につきましては協議をしながら再度考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長(三重野精二君) 久保博義君。

議員(18番 久保 博義君) 19年度の大体実績はわかったんですけれども、20年度についてはこれからというような状況だと思っております。この20年度の事業の採択といいますか、 決定権ですね。これは振興局長が持っているのか市長まで上がってくるのか、その辺と。

それから、577万円というのを各町3町振り分けたときに200万円ずつあったちゅうのは 金も合わないんですが、どういう形で振り分けているのか、お聞きしたいと思います。

議長(三重野精二君) 庄内振興局長。

庄内振興局長(大久保眞一君) 金額につきましてですが、3町で200万円ずつであれば600万円ということですが、庄内の場合に、177万円の地域活力補助金ということで上げております。そのほか、旅費あるいは消耗品等に上げておりますので、地域活力補助金の中に庄内は200万円になってないということで、ちょうど600万円になっていないということでございます。

採択基準の件でございますが、一応市長まで合い議をし決定をしているということでございます。

議員(18番 久保 博義君) いいです。

議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 36ページの財産管理費の13節委託料の一番上なんですけど、施設清掃管理委託料が1,094万8,000円上がっているんですが、平成19年度の当初予算は922万4,000円上げていまして、平成19年度の当初予算の説明のときには、その前の1年間の実績を見込んで減らしたと。減らして当初予算化しましたということで920万円でした。それが、今回の3月補正ではさらに100万円減額をして856万円で委託料を組んでいるんですけれども、平成20年度では1,000万円組んでいるんですけれども、これ実績とどう見比べて予算計上したんでしょうか。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 一応主に大きく挾間庁舎、それから庄内庁舎、湯布院庁舎、それからあと湯布院のコミセン、公民館ということで、4つの施設と、それからもう一つ、19年度に小野屋の公衆用トイレということで、これが途中から入ってきてまいりました。ですから、20年度でこの分がふえてきております。

昨年と比べて金額がふえたということでございますが、一応うちの方とすれば、さっきの大き

く4つの施設につきましては入札を行っておりまして、それで、昨年の例で申し上げますと、例えば湯布院の庁舎については、かなりコミセン、公民館も含めたところで金額が、落札額が大きかったということもあります。やっぱり予算を立てる上で、それから入札を行う上で、それなりの予算額というのは必要なものですから、一応今回、実績もありますけど、設計金額ではじいたときにはこの金額になるということですので、御理解を賜りたいと思います。

議長(三重野精二君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) よくわからない。小野屋のトイレは平成19年度の段階からもう 管理費、委託料入っているわけですよね。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) 途中からだと思います。補正で入ってきたと思います。

議長(三重野精二君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) ということは、途中の分の半年分がふえたのでという考え方でいいんでしょうか。基本的に、その設計監理委託料とかっていうのは見積もりを上げてもそんなに大幅に変わるようなものではないと思うんです。多目に見込んでおいて入札減になった場合には補正で落とすのはわかりますけれども、基本的に、去年は当初予算の段階から落として、さらにそれでも減ったわけですから、そこら辺の見込みが、昨年度の実績をもとに次の予算組みをするという基本的な考え方をもう少し実績を照らし合わせながら予算組みをする必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことはちょっと検討はされたんでしょうか、これ。

議長(三重野精二君) 契約管理課長。

契約管理課長(長谷川澄男君) それは当然のことながら、実績はどうかということで一応検討はしております。例えば、昨年の19年度の当初予算等を積算しましたときに、どうしても17年だったですか、17年の10月から、それからずっとカウントして、例えば19年の当初予算をつくるときに、18年のもう12月ぐらいにある程度の当初予算の金額を打ち込むような形になります。そのときに、どうしても丸っと1年間分、実際どれぐらいかかるんかという見込みが非常にちょっと丸っと1年経過してないというのもあって難しかったというのもあると思います。

というのが、それぞれ半年分については3町ごとに、17年度の予算については3町ごとにそれぞれ出ていまして、実際に年間を通して由布市としての金額は幾らかというのが非常に見積もりが難しかったわけですが、今回は約2年ちょっとなりますので、それに基づいてこの金額で上がってきたということでございます。

. .

議長(三重野精二君) お諮りします。本日の会議はこれでとどめ、延会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、明日5日午前10時から引き続き議案質疑を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

午後4時11分延会